

第四十八回国会 農林水産委員会 議 録 第三十九号

昭和四十年五月十八日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 濱地 文平君

理事 飯谷 忠男君

理事 谷垣 專一君

理事 赤路 友藏君

理事 芳賀 貢君

池田 清志君

金子 岩三君

吉川 久衛君

小枝 一雄君

田口長治郎君

高見 三郎君

中山 榮一君

野原 正勝君

細田 吉藏君

栗林 三郎君

千葉 七郎君

松浦 定義君

山田 長司君

小平 忠君

林 百郎君

理事 坂田 英一君

理事 本名 武君

理事 東海林 稔君

宇野 宗佑君

亀岡 高夫君

倉成 正君

笹山茂太郎君

田邊 國男君

中川 一郎君

丹羽 兵助君

藤田 義光君

下部 政巳君

児玉 末男君

松井 誠君

森 義祝君

湯山 勇君

中村 時雄君

館林三喜男君

久宗 高君

長谷 孝君

松岡 亮君

農林事務官

農林事務官

農林事務官

農林事務官

農林事務官

農林事務官

農林事務官

農林事務官

農林事務官

農林事務官

農林事務官

農林事務官

農林事務官
水産庁協同組 関根 秋男君
合議長
専 門 員 松任谷 健太郎君

本日の会議に付した案件

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓管農振臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三四号)

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案起草の件
農林水産業の振興に関する件(漁業問題)

○坂田(英)委員長代理 これより会議を開きます。本日は委員長所用のため、委員長の指名によりまして、委員長がお見えになるまで私が委員長の職務を行ないます。

内閣提出、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓管農振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前会に引き続き質疑を行ないます。松井誠君。○松井誠委員 災害関係の法律案を審議をするたびに私は思うのですけれども、個人の災害に対する政治の責任といえますか、そういう問題について、どうもやはり基本的な姿勢がびしょとしていないのではないかと、疑問をいつも持つわけなんです。

そこで、最初に、これは基本的な問題ですから、次官に一点お伺いしたいのでございますけれども、私は、個人災害というのは、その個人の何か過失によって招いたというものでなければ、やはり政府あるいは政治が最終的には責任を持たなければならぬものだと思う。よく天災か人災か

ということをいわれますけれども、ほんとうに文字どおり不可抗力の天災であっても、それは個人としてもどうしても防ぎ得ないという意味で、個人には責任がない。したがって、逆にまた、そういう意味で、政治が責任をとらなければならぬ。だから、個人の災害というのを何か援助をするのは政治の恩恵だということではなしに、まさに政治の責任としてやるのだという基本的な姿勢というものが、災害を考える場合に、大前提としてどうしても必要だと私は思うのです。これは抽象的な議論でなしに、あとで具体的な問題をお伺いするときにどうしてもやはり出てくると思いますので、最初に、この点について、次官の御意見を伺っておきたいと思っております。

○館林(三)政府委員 いま松井委員のお話のありましたことは、もつともございまして、文字どおり天災でございまして、天災による被害を受けた者につきましては、当然政府としてはこれを救済する責任があることは申すまでもないわけでありまして、決して恩恵という立場で何か特別に救済をしてやるんだという立場であつてはいいかないというところは、私は当然だと思っております。今度天災救済法の改正をいたしましたのも、北海道の冷害等にかんがみまして、やはり政府としては、北海道その他の災害民の救済をしなければいけないという国家的な義務から出ているわけでありまして、全く松井委員のお考えと同感でございます。

○松井誠委員 お答えは、必ず質問をすればそういうお答えが出てくるのが通例なんです。しかし、現実には、政府の施策というのが、ほんとうに個人災害に対してそういう責任を感じておるかどうかということになりますと、また話は別になつてしまふ。公共的な災害については、まあ牛の歩みのようではありますけれども、ともかくだんだん改善されてはおりますけれども、しかし、個人災害をめんどう見るという点については、きわめて歩みがおそくて、まだやはり日の当たらないところにある。その中で、この天災救済法というのは、その非常に数の少ない施策の中では、非常に重要な地位を占めるべきものだと思うのですけれども、今度の改正案は、やはり依然として、金額の点にしてもあるいは利率の点にしても、償還期限の点にしても、いろんな点できわめて不十分だと思つて。

しかし、この問題は、私はきょうは触れようとは思いませんけれども、そういう観点から考えてみますと、一体この天災救済法で、法律の発動する条件として、国民経済に影響を及ぼすという、そういう条件が一項入つておる。これは一体どういふ理由であらうかということをお尋ねをいたしたいと思つて。個人災害においてめんどう見るというものは、まさに個人の被害がどの程度傷が深いとかということだけでほんとうは考へるべき問題であつて、国民経済的な規模というものは、元来は必要がないのである。にもかかわらず、国民経済に影響を及ぼすという、そういう一項目を入れた理由というのは、どういふところにあるか。

○館林(三)政府委員 天災救済法とか被災救済法によりましては、国民経済に重大な影響を及ぼすという条件であるということは申すまでもありません。

〔坂田(英)委員長代理退席、委員長着席〕ただ、その国民経済に重大な影響を及ぼすという場合において、いま松井委員のお話にありましたように、個人につきましても、経営資金等の特別の措置を講じたいというたてでございまして、

個人災害をめんどう見るという点については、きわめて歩みがおそくて、まだやはり日の当たらないところにある。その中で、この天災救済法というのは、その非常に数の少ない施策の中では、非常に重要な地位を占めるべきものだと思うのですけれども、今度の改正案は、やはり依然として、金額の点にしてもあるいは利率の点にしても、償還期限の点にしても、いろんな点できわめて不十分だと思つて。

しかし、この問題は、私はきょうは触れようとは思いませんけれども、そういう観点から考えてみますと、一体この天災救済法で、法律の発動する条件として、国民経済に影響を及ぼすという、そういう条件が一項入つておる。これは一体どういふ理由であらうかということをお尋ねをいたしたいと思つて。個人災害においてめんどう見るというものは、まさに個人の被害がどの程度傷が深いとかということだけでほんとうは考へるべき問題であつて、国民経済的な規模というものは、元来は必要がないのである。にもかかわらず、国民経済に影響を及ぼすという、そういう一項目を入れた理由というのは、どういふところにあるか。

○館林(三)政府委員 天災救済法とか被災救済法によりましては、国民経済に重大な影響を及ぼすという条件であるということは申すまでもありません。

〔坂田(英)委員長代理退席、委員長着席〕ただ、その国民経済に重大な影響を及ぼすという場合において、いま松井委員のお話にありましたように、個人につきましても、経営資金等の特別の措置を講じたいというたてでございまして、

ておるかということをお尋ねしておる。

○久宗政府委員 天災融資法では、経営資金を貸す制度としたしまして天災融資法ができておるわけでありまして、災害に対します一連の施策で申し上げますれば、それに限ったものではないわけでございます。被害をこうむられた方の生活問題とかそういうことにつきましては、別途にいろいろな施策が御存じのようにあるわけでありまして、そこで、個人の方で非常に激甚な災害を受けられた場合には、天災融資法の発動はできないけれども、天災融資法にかわる他の措置で、しかも県段階で、あるいは町村段階で、あるいは農林省以外の施策におきまして、そういう個別のほうのそのものを対象にいたしました施策というものがありますので、現実にはそれで処理をしているということだと思っております。

○松井(誠)委員 具体的な実態をこまかく調べないと私もわかりませんけれども、しかし、いままでのいろいろな措置では足りないということでは、天災融資法ができたと思っております。そうすれば、天災融資法の適用を受けられないものについては、それと同じものをやろうとすれば、やはりその行政当局が積極的な指導をして、国民経済的な規模に達しない場合であっても、個人の被害がこれと同じようなものであれば、差別待遇にならないようにしろという積極的な行政指導というものが非常に重要になってくるし、それをぜひ今後もお願いたしたいと思います。

そこで、ちょっとお尋ねしたいのですが、国民経済に影響を及ぼすというきわめて抽象的な表現は、一体どの程度のものがそのなかということがわかりません。これは何か具体的な基準があつて、これ以上のものが国民経済に影響を及ぼすのだという具体的な基準というものがございませうか。

○久宗政府委員 これは別に理論的にこうだという御説明ができないので、非常に困るわけでありまして、実際問題といたしましては、始終私どもも天災が起こりますたびに計数ははじまして、

財政当局とやり合うわけでありまして、今日までの運用の実態から申し上げますと、おおむね三十億をこえるもの、その辺が一応のめどになっておるわけでありまして、特殊な例といたしましては、これを割った場合に発動いたしました前例もございまして、おおむね三十億というものをめどにいたしまして処理をいたしております。

○松井(誠)委員 その三十億というものは、天災融資法による融資の額が三十億というのですか。○久宗政府委員 ここでいってありますのは被害額でございます。

○松井(誠)委員 それは天災融資法の対象になるべき被害額がおおむね三十億ということですね。その三十億という規模は、昭和三十年と現在では、財政規模がずいぶん違うわけでありまして、しかも、当初から三十億というものが一応のめどになって運用されてきたのですか。

○久宗政府委員 これは実際から申しますと、いろいろな考え方があるわけでございますが、内閣を申しますと、大蔵省あたりは五十億くらいでなければおかしんじゃないかということで、押し問答になりました。被害が現実起こりまして、その額だけではなくして、態様とか、その時期とか、その影響とかといったようなものが、計数ではじかれぬものもあつたので、今日までの経験では、私どもは大体三十億を前提にいたしまして交渉をし、ものごとをきめてきたわけでございます。前例といたしましては、三十億を割つたものも数件あるわけでありまして、そういう場合には、必ずしも三十億にこだわらず被害額をきめて、しかも天災融資法を発動したことがございます。

○松井(誠)委員 その三十億というの、理論的な根拠というものは何にもない。しかも、三十年当時と現在とでは、財政的な規模が非常に違つてきておる、あるいは貨幣価値も違つておる。そういう中で、一ぺんきめた三十億というものがいまでもめどになつておる、このこと自体、国民経済に影響を及ぼすというこの文句が、実は財政上

の理由からであつて、ほんとうに天災融資法の精神から出たものではないのだということを結果的に物語つておる。先ほどなせ国民経済云々という前提を入れたのかという私の質問に対して、いろいろ言われましたけれども、私はもっぱら財政的な理由であつたと思う。個人のめんどりを全部見るということになつたらたへんだ、やはりある程度のところを線を引かなければならぬという財政的な理由があつて、この条件が入つたのだという御答弁のほうは、私は正直だと思つておる。そういう理由があるからこそ、三十億という、いわば腰だめ式な、どんぶり勘定式な数字が一度前提になると、もうそれが動かさないと形になつてしまふんじゃないか。私は、この国民経済云々という前提をいまずにはいふふうなことは申しません。しかし、これは先ほど冒頭に申し上げましたように、個人の災害は政治の責任だといふ、そういうきびしい姿勢からいけば、おかしいと思つておる。ですから、この問題については、これはもう天災融資法の基本的な問題でありますので、おそれとはいかぬかもしれませんけれども、やはりそういう政治の責任という立場において御検討をお願いしたいと思つておる。

それから第二番目にお尋ねしたいのは、この法律の適用を受ける被害者というものは、この法律の条文をまづ正面から読めば、農業なら農業を主としてやる、漁業を主としてやる、林業を主としてやるというのに限るようになっておつて、したがつて、第二種兼業というものは入らないというたてまえになつておるようでありまして、これは間違いないと思つておる。

○久宗政府委員 第二種兼業は入っております。○松井(誠)委員 第二種兼業を入れたかという理由は、これは昭和三十年ごろとしては、私はそれなりの理由がないわけではなかつたと思つておる。しかし、最近のように、特に農業においてはもう二種兼業も四割二分ですか、農業白書の数字によると、それくらいの比重を持つてきた。そうなり

ますと、その二種兼業の農民をこの天災融資法から締め出すというのは、一体いいものであろうか。この点は、おそらく昭和三十年ごろではこういう事態は予想もできなかったと思つておるけれども、現在になつて一体この仕組みでいいかどうか、そういう点について、最初に御意見をお伺いしたいと思つておる。

○久宗政府委員 たてまえといたしまして、天災融資法では、前から御説明いたしておりましたように、農林漁業それぞれの分野におきまして、生産の主たるにない手であつて、主たる収入を農林漁業から得ておる専業及び第一種兼業というものに着目いたしまして、融資の対象にいたしておるわけでございます。しかしながら、御存じのように、兼業関係が非常に変わつてきておるわけで、その点の検討が必要であるわけでございます。実際問題といたしましては、これが農林漁業を主として営むものであるかどうかといった判定、あるいは被害が起りました場合の被害の程度の認定というものは、具体的に市町村長の認定にゆだねられておるわけでございます。したがつて、結果的にはございまして、従来これを運用した実績から見ても、相当そこに弾力的な扱ひが行なわれておるというふうには認められるわけでございます。かような点から、現在の段階で二種兼業までも全部含めてやるかやらないかという問題につきましては、やはり一応これは除いておいて、そして運用の面で、市町村長の認定のところで末端におきます運用の妙を發揮したほうがよろしいんじゃないかというふうにご考慮いただければと思つておる。

○松井(誠)委員 農業共済にしても、あるいは漁業共済にしても、あるいは個人の災害復旧の補助にしても、何かこういう規模といたしまして、経営規模というふうなものによつて差別をつけておるのではないのかと思つておる。私は、ですから、この天災融資法というものは、何か農業基本法でいえば、構造政策といふか、専業農業者あるいは専業者を育成しよう、そういう構造政策と

いろいろな農業政策が、ここに少しも加味されておるのではないと思ふ。農業政策以前の問題として、先ほども言いましたけれども、個人の災害は政治の責任だといふ、災害前の状態になるべく復してやらなければならぬといふ、そういう責任に基づいておるとすれば、第二種兼業を除くという理由は、私はないんじゃないかと思ふ。理由があるとするれば、第二種兼業だから、そこで相当な被害を受けても、その主たる所得のほうから補えるからいいのではないかと、実際の理由でしようけれども、しかし、それだとすると、この天災融資法の趣旨というものがやはりまた根本的に問題になってくる。私は、やはりそうじゃなくて、その穴のあいたところをとかく埋めてやるのだということが天災融資法の趣旨だとすれば、一種兼業、二種兼業を区別するという理由はないではないか。この点はどうか。

○久松政府委員 天災融資法で見られますのは、まあ短期の経営資金であるわけでございまして。したがって、普通いわれまして二種兼業でございまして、農業経営の部分というのが相対的に小さいわけでございまして、そこで、被害を受けた場合、資金をかりに資金需要のほうから見ました場合に、いわば無理にこの資金を借りなくとも運用できるような実態であろうかと思ひます。農業の規模から申しますと、どこかで線を引かなければならぬということになりますと、やはりいまの経営資金を見るのだという点、それがどのくらいウエート入っているかという二つを組み合わせて申しますと、やはり二種兼業というようなところで一つの線を引いてみる以外に方法がないんじゃないかと思ひます。経営資金の非常な要望でもございまして別でございましてけれども、先ほど申しましたような町村長の認定という具体的な措置を経て運用いたしました結果から見ますと、特別の強い要望がここのでは出ていないと言えてると思ひます。

それからも一つ、この基準をもし直すということにいたしますと、相当膨大な層が入ってまい

るわけでございまして。そういたしますと、全体の農林漁業者に金を貸そうといいたします場合の基準をさらにしほらざるを得ないという問題が起ると思ひます。現在ではむしろ農業を主としてやっておられる方に限定いたしておりますので、それとの関連で、基準がいわば甘いと申しますか、妥当な線にあると思ふのでございまして、その対象を非常に広げてやるということになれば、貸し付けの基準でございまして、対象のしほり方につきまして、逆にもつと条件をきつくするということも必要が当然出てくると思ひます。そういうものもかみ合わせて考えてみますと、大体この辺に線を引くのが、現状に即して適當ではないかと考えておられます。

○松井(誠)委員 災害の場合には、あなたが言われたように、自助、みずから助けるといふことを原則とするたてまえをもしれば、経営資金というものを借りなくともいい層にまでやる必要がないのではないかと、議論が出てくるかも知れません。この点は根本的にやはり政治の責任としての議論のある問題でございまして、その点は私はいまはおきません。おきませんが、いまのお話で、二種兼業にまで広げると非常に広くなり、非常に財政資金がたかさん要る。たかさん要るといふことになりまして、限られた資金ではかえって戸当たりは少なくなりはないか。それは、もう天災融資法という、いわば災害の起きに引き出す金を、あらかじめ財政の規模でワクをつくってしまふということ自体がおかしい。災害というものは、どの程度の災害が起きるかというところは、その年になってみなければわかりませんから、したがって、あらかじめ災害のワクをきめて、どの程度の規模の災害があらうと、これでまかなえといふのは、どだい話がおかしい。財政資金のワクがあるから、範囲が広がれば個人の手当てが薄くなるというのには、理屈に合わない。問題は、そういうことではなしに、ほんとうに救うべき必要があるかどうかということを中心にして議論するのがほんとうだ。そうでなければさか立ちをしていると思

う。先ほども私が申し上げましたけれども、農民では農家戸数の四二%が第二種兼業、そういうたすような大規模な被害であつても、さて個々に当たつてみると、もし厳密に運用すればみんな二種兼業、結局被害はたかさんあるけれども、その対象農家が一人もないという奇妙な結果も、理論的には出てくる。そういうものを救うためには、やはり二種兼業を入れることに踏み切るよりほかにない。だから、二種兼業の場合には、たとえば総収入の二割といふ規定を二割にするとか、そういうことによつて、個人的な総収入における被害の程度といふものを同じにするとかによつて、差別はなくすることができると、これはただ兼業が普通化をしていくと、漁業の場合にも、この間の漁業センサスを見ますと、相当兼業化が進んでおられます。そういう二種兼業といふものをいま天災融資法のほうからははずすといふのは、もし理由があるとするれば、やはり専業農家を育成するといふ、そういう構造政策をこれに利用するといふ意味なら別です。しかし、この法律というものは、そういう農業政策以前の問題だと思ふのです。政治の何といひますか、ヒューマンイズムみたいな、あいた穴をふさいでやろうといふ、そういうところから出ておるとすれば、そういう構造政策上の配慮は要らない。いろいろなことを考えて、私は、二種兼業をこの際基本的にやはり考え直す時期にあるんじゃないかと思ふのですが、次官、いかがですか。

○館林(三)政府委員 昭和三十年にこの天災融資法ができましたのは、天災にあつた被害農林漁業者に対して、経営資金を低利で貸し付ける、その当時としては非常に画期的なものだつたのだらうと思ふのです。しかし、初めてのことでございまして、その適用の範囲につきまして、先ほど御質問のありましたように、国民経済に重要な影響を及ぼすといふようなワクもはめまされ、また農林漁業者につきましても、農業をおもな業務とするといふことにきめたわけでございまして、かし、実際いまお話のように、二種兼業といううなものにつきましては、さうな立場から除いてあります。それは先ほど局長が御説明いたしましたとおり、農業をおもな業務としていなすなわち、第二種兼業につきましては、他の収入がコンスタントにある、したがつて、経営資金等には要らないといふ意味じゃありませんけれども、何とかやっていると意味だらうといふたてまえで、私はこの法律ができておるのだからと思ふのです。しかし、いまお話のように、私はほんとうにもつともだと思ふ。やはり先ほど私が申し上げましたように、政治の責任からいふと、当然かようなものにつきましても救済の恩恵を与えなくちゃいけない。たとえて申しますと、先ほどお話のありましたように、国民経済に重要な影響を及ぼさなくても、たとえは一つの谷合ひの中で非常に激甚な災害があつたといふようなときも、これが適用されるということ、私は趣旨としてはけつこうだと思ふ。いままでも天災融資法はそのつど必要に応じて改正いたしましたし、金利とかあるいは償還期限といふようなものにつきまして改正いたしました。やはり去年の北海道災害等をつかして改正したわけでございまして、きのうからいろいろ御質問がありましたことにつきまして、は、まだなるほどいろいろこまかい点については、改善しなくてはならない点があるといふことは、非常に痛切に感じたわけでございまして、今後その問題につきましては十分に研究させていただきます。ただ、農林省としては、この二種兼業を除いたのは、構造政策というより第二次的な立場で考えているわけじゃありませんので、ただ一応天災融資法としてワクを引くならこの程度だといふことで、今日までできたわけです。しかし、お話を十分にお聞きいたしました。今後ほんとうに地についた天災融資法の改正をいたしたい、私はいまから考えておられます。

○松井(誠)委員 この二種兼業に関連をしまして、ちよつとやつかいな問題を一つお尋ねをした

いのです。それは、この法律のたてまえでは、漁業、農業、林業というように一つ一つばらばらに考えておる。しかし、特に私は島に住んでおるわけですけれども、島なんかへ行きますと、農業をやったり、林業をやったり、漁業をやると、そういう二本の足で三カ所に踏み込むわけにはいきませんけれども、無理をして二本の足で農業、漁業、林業の三カ所に踏み込んでおるわけです。そういう形です。どうか生計を保っているわけです。それ以外にはそういう所得はない。つまり、農業所得、林業所得、漁業所得と合わせればまさに一〇〇%、それによって生活を支えておるけれども、農業だけでは二種兼業になる、漁業だけでは二種兼業になる、そういう層というのは、半農半漁の村に行けば幾らもあるわけです。そういうものが、しゃくし定木にこれを適用すれば、当然ここからはみ出すということになる。これは、いままでの具体的な運用というもので、何かそういう問題にぶつかったことはございませんか。

○久宗政府委員 はなはだむずかしい問題でありまして、現在のたてまえといたしましては、農林漁業の経営資金をまかなうのだということ、一応個別には整理をいたしております。実際問題といたしましては、主たる業種による損害というのを積み重ねまして、それに対する対処のしかたを考えているわけでありまして、しかしながら、実際の運用といたしましては、末端での認定という問題がございますので、今日までその問題があまりやかましい形で出ておりませんのは、末端の町村長のところにおきます認定が、その土地の実情なりまた被害の態様なりに即して、具体的に処理をしておられた結果、処理ができていられるものと考えておるわけでありまして、たてまえといたしましては、一応分かれておりますので、制度的には問題がございまして、私もこれを宿題として考えておるわけでありまして、これを割り切ろうといたしませんと、またいろんな弊害と申しますか、逆に被害を受けた側から見ても損な問題も起こってまいりますので、簡単に結論が得られないでおるわけ

であります。

○松井誠委員 二種兼業の場合もそうですけれども、いまの問題についても、運用で何とかというのを言われるわけです。しかし、本来の法律のワークをはずすことを前提にした運用というものは、ほんとうはおかしいのです。ですから、本来のそういうワークをはずさなければならぬ。ならば、やはり正々堂々と法改正をするほうが私はいいと思う。というのは、恩恵云々という一種のアクセサリみたいなものが実は足かせになつて、財政的に苦しくなれば、この条件というものが、できるだけきびしく査定をしようということになつてこざるを得ない。きちんとした適用の基準がないわけですから、財政規模で広がりも、狭くもなる、そういう危険を考えると、運用が弾力的であるというものは、一面にはいい点もありません、しかし、こういう場合にそういう弾力性だけ期待をするということでは、私はむしろ危険だと思つて、ですから、いまの農林漁業合わせて専業であるというような場合は、やはり正式にこの対象になり得るような法改正——技術的にはちよつとめんどうかも知れませんが、そういうものをやはりお考えになるのがほんとうだろうと思つておるのですが、これも次官も一べんいかがですか。

○館林三三政府委員 いままで農林漁業につきましては、兼営しているものにつきましては、その被害は被害の総額で決定しているわけでございます。天災融資法の経営資金は、農業経営に必要な資金として貸し付けるものでありますから、被害農業者の林業経営とかあるいは被害農業者の農業経営、こんなものをすべて合わせまして計算しているわけでございます。決して林業なら林業あるいは農業なら農業、別々に計算しているわけはございません。

○松井誠委員 経済局長、それでいいのですか。

○久宗政府委員 いまの政務次官からお答え申しましたのは、被害を受けた方に出た金の使い方に

つきましては、いま申し上げたようなことなんでもございまして、ただ、最初の被害額そのものにつきましては、一応業種に分けて、主たる業種に属する被害を認定いたしまして、それで金が出るわけでございますので、御質問のほうはその前段階の問題だと思つて、それは分かれておるわけでありまして、その点について、はたしてそれでよろしいかどうかという問題につきましても、私どもはいろいろ検討はしておるわけでございます。それを割り切ろうといたしまして、漁業でございまして、林業でございまして、農業でございまして、上まで全部縦割りにしてしまつて処理をしようということになる、制度的な組み立てから申しますと、そういう問題を派生するわけでありまして、たまたま林業関係者にそれによろしいか、漁業関係者にそれによろしいかという問題も考えますと、必ずしも利点はばかりではないわけでございます。そこで、踏み切れないでいるわけでございます。したがって、現実にはどう処理しているかと申しますと、先ほど申しましたように、具体的にたまたま離島なら離島におきまして、あるいは特殊な漁業地帯におきましての運用におきましては、その町村長の認定の際に、そういう問題が具体的にその地方の実情に即して処理されているということで、問題が片づいていくというのが実情でございます。

○松井誠委員 ちよつとわかりにくいのですけれども、ともかく次官の先ほどの御答弁は少し違つたのです。いま主たる業種の被害、主たる業種の被害、あるいは主たる業種の被害というものを積み重ねて総額が出ている。そのときに、主たる業種、主たる業種、主たる業種のどこにも入らない被害というものは、初めから積み重ねの中にも除外をされるということに、しゃくし定木にいはばなるわけでしょう。ですから、そういうことを初めから認める前提をくずさなければならぬじゃないかと、たのお話ですと、全部縦割りにして、林業なら林

業の被害総額がかえつて少なくなるということになつて、不利益を招きはしないかというお話を申すけれども、私はその趣旨がよくわからないのです。これは総額ですから、農林漁業を合わせて主たる業をやっている者のその総収入の一割なら一割がこうだというふうには書けば、少なくともその法律の適用の上からはそれで済むわけです。具体的に被害額を計算するときにどうするかという問題は別の話だと思つて、ですから、そういう不利益を受けるという局長の御答弁の理由が私はまだよくわかりません。

○久宗政府委員 これはこの種の制度にはどうしても随伴する問題だと思つております。全部縦割りに処理をしようとしたら、それについての要件をまた非常にしぼらなければならぬという問題が起こります。そこで、現在の立て方で申しますと、たとえば漁業につきましても、漁業プロパーの災害が非常に大きな災害が起こつた、しかし、その額を特別に規定しようとしたら、国民経済との関連というような問題の割り切りにおきまして、必ずしも漁業プロパーとして処理をしたほうが有利かどうかということに、条件をきめます場合の制約がございまして、はなはだやりにくい問題がございまして、そこで、現在のところでは、農業災害の関連におきましてある地域にこの施策が適用されますと、その恩恵を受けて漁業も適用を受ける、こういうような実際の運用になるわけでございますが、これももつと業種別に全部割り切ろうとしたら、問題は、それが適用されます場合の条件をどういうふうにしぼるかという問題がございまして、全体と申しますと、どうもどこかで線を引かなければならぬということで、どつちかにウェイトを置きます。そこで、現在まで運用してみても、はなはだしく申すか、大體農業を主体といたしまして、林業なら漁業につきましても、おおむね普通の災害でございまして、結果におきまして実情に即した処理

ができておるわけでございます。ただ、漁業につきましては、先般起こりましたような、たとえ津波が起こったというような場合に、一体救済法を適用すべきかどうかといったような議論が出たわけでございます。こういうものにつきましては、確かに現在の制度ではまだまだ問題があるんじゃないかというふうに考えます。現在水産庁とも相談いたしました。そのほうの問題は別途に検討を進めておるわけでございます。全般的に立て方を全部変えてしまふかということになりますと、どうも現在のところでは、弊害と申しますか、つまり、受ける側から見ての不利のほうが多いんじゃないかということで、手をつけないでいるわけでございます。

○松井(誠)委員 あまり時間をとりたくないのですけれども、どうも私も趣旨が実際よくわからないのです。というのは、私の質問は、繰り返してしまふけれども、農林漁業の総合的な被害、これは、国民は農業なら農業だけやっていると人ははむしろ珍しいので、何がしか原始産業の一つか二つを兼業していただきます。その兼業している三つを合わせれば第二種兼業というものにはならない。第二種兼業の問題は別として、少なくとも第一種兼業というにならないとすれば、その人を対象から除外するのはおかしいじゃないか、私の質問するのはただそれだけなんです。それからあなたの言うような議論がどうして出てくるのか。私は、むしろいつも災害のたびに思うのです。農業なら農業の被害、漁業なら漁業の被害というようにして、業種別といいますが、それで区分けをするということが書類上必要かもしれませんが、個人の立場から見れば、それが問題ではない、個人が受けた被害の総額が問題なんです。むしろ、それは総合して計算して被害額を出すのがあたりまえです。私のような考え方からいくと、それはならなくなるという、なぜそういう結論と結びつつか、その筋道がほんとうに私にはわからないのです。

み込んでいただけなので困るのですが、おっしゃっている意味は私もよくわかるのでございます。必ずしも現在の制度の規定のままで、いま具体的に申されましたような事例にびしゃつと合うかどうかという点については、疑問がございします。そこで、盛んに認定、認定と言っておるわけですが、ただ、ぎりぎり申し上げますと、かりにいまの第二種兼業という問題も含めて考えました場合に、減収による損失額の百分の十というものを百分の二十に上げて処理するののも一つの考え方ではないかと御提案がございましたが、この限度をいじることによりまして全体に響いてくる響き方は、相当大きい問題があるわけでございます。むしろ、私どものいまの考え方では、かりに第二種兼業でいえば、一口に第二種兼業と申しましたも、この中にいろいろなケースがあると思えます。それから、特に非常に流動的でございますので、第二種兼業の中で全く農業から離れてしまったものと、そうでない、離れるプロセスのもの、あるいは常軌的には非常に本来の農民であるにかかわらず、制度の上で漁業、農業、林業と分ける結果、統計の上ではあるカテゴリーに入らないというふうなものがあり得ると思えます。そういうものの具体的な調整をいたしましては、やはり現実における町村長の認定ということで処理をしていくのが、当面むしろ合理的ではないだろうか。それをむしろ制度のもとにおいて全体系を変えようといいたしますと、現在許容されておりますいろいろな基準なり限度というものを相当しぼりませんと、そういう分け方ができないという問題を含んでおりますので、総体的に見ると、この段階では、災害を受けた側から見ると不利であろうというふうに考えております。

○松井(誠)委員 二種兼業の問題は、さっきの次官の御答弁で一応けりをつけたつもりでおったのです。また問題がそこに戻りましたが、私がお尋ねしたのは、農村漁業は複合的な経営をやっておる、それを合わせれば二種兼業にならないかという場合が、この法律では抜けるではないかと

いうお尋ねをしておるわけですが、その点の答弁がさっぱり私には理解ができないのですから、もたついたので、この問題は、時間があまりないようですから、あとに保留して、いずれまたあらためてゆつくりお伺いすることにしまして、質問を先に進めます。

それは漁業関係のことなんです。それも問題は二つありまして、二つともいわゆる漁船、漁業に関する問題なんです。

一つは、漁船の被害というの、漁船の建造取得資金というの、経営資金の中に入っておりますけれども、これは政令で定めるものに限るといふことになっておる。現実のいままでの取り扱いは見ますと、やはり二トン未満というふうに一応きまつておるようなんです。この二トン未満というところで線を引かれたのはどういふ理由からなのか、そこから先にお尋ねをしたいと思います。

○久宗政府委員 昨日も出た御質問だったと思うのでございますが、天災融資法によりまして資金にございまして、たまたまいたしましては、経営資金でございますけれども、例外的に施設に属するもの、たとえば漁船、漁具、あるいは小規模なもの、あるいは非耐久性の性格のものといったようなものが対象に入ってくるわけでございます。その中で、漁船につきましては、従来二トン未満のものにつきまして天災融資法の補助で見るといふことになっておまして、これ以上のものにつきましては、施設資金といたしまして、別途に農林漁業金融公庫のほうから融通の道が開かれておるわけでございます。そこで、どういふかつこうで線を引くかという問題でございますけれども、結局施設資金として別途に制度金融で見るといふ形で処理したほうがよろしいかどうかという実際問題だろうと思えます。特に災害でもってどういふふうに取り扱ったかを見ますと、主として二トン未満のものにつきまして、修理関係が非常に多うございします。昨日の御質問で資料をたしか差し上げおると思うのですが、実際貸し出したものを見ますと、漁船関係では、二トン未満のもので修理をおもにしたものが天災融資法の面でもかなわれております。別途施設資金で見ると、これは二トン以上でございしますけれども、これは金融公庫のほうで見るといいたしておるわけでございます。

○松井(誠)委員 二トン以上がなぜ制度資金、制度金融で見るといふことになっておるのか。むしろ天災融資法の適用が二トン未満とすることによって、二トン以上は自然とそちらへいくという結果なのか、あるいはいままでの金融のあれが、大体二トン以上は金融公庫が見るといふことがあつたために、それが原因でこの二トン未満の線が出たのですか、どつちが先なんです。

○久宗政府委員 御存じのように、二トン未満、その前後のところは、非常に零細な漁民の方々の船であるわけですが、公庫のほうで二トン以上は施設資金で見ると申し上げておるわけですが、利率なんかは六分五厘でございしますけれども、償還年限でございしますとか、そういう条件は非常に有利になっておりますので、二トン以上が施設資金で見られておることについては、それが非常に不利なかつこうになっているとは考えられないわけでございます。

それから二トン未満のものについて、天災融資法で見るとおますのは、災害との関連におきまして、船のいろいろな修理その他があるわけでございます。そういうものはむしろ天災融資法の一連の関連で見るといふことで、こういう切り方をしているわけでございます。

○松井(誠)委員 私がいまお尋ねをしたのは、金融公庫のほうで二トン以上は現実にあんどうを見ているのが多いということでありませうけれども、それは天災融資法のほうで二トン未満しか見ないものだから、そちらのほうへいったのか、あるいはいままでの金融上の取り扱いがそりであつたために、逆に二トン未満をそこで見ようということになったのかどうかということが一つ。それから

もう一つ、先ほどあなたが、施設資金としては少額のものを見るというのがこの天災融資法のためまえなんだと言われましたけれども、建設資金というのは経営資金には入らないのですか。経営資金とは何ぞやという、何か法律上の定義があるわけですか。きのうの部委員の質問に対する御答弁では、例示みたいなもので、経営資金はこれに限るという意味ではないのだという趣旨の御答弁があったと思うのですけれども、施設資金は経営資金に入らないというたてまえは、一体どこから出てくるか、この二点お答え願いたい。

○久宗政府委員 二トン未満を天災融資法で扱うよりになりましたのは、むしろあとから入ってきたわけでございます。ですから、実情で申し上げますと、おそらく公庫資金で見ても、二トン未満を見られない分が出てくるわけでございます。そこで、むしろ天災融資法のほうにあとからそれを入れて、天災融資法で見たほうが実情に即するだろうというところで、これがあとから加わったものというふうに私どもは理解しております。

それからあとのお尋ねでございますが、経営資金の内容は昨日申し上げたとおりでございます。一応例示的に掲げましたが、これに限定するものではないわけでございます。ただ、経営資金の中で施設のものを全然見ないかということになりますと、そうではございませんで、非常に軽微なものにつきましても、また同時に、施設のものを適当と思われようなもの、たとえば漁船でございます。小規模なものでございませうか、非耐久的な性格の比較的強いもの、こういうものにつきましても、経営資金の中で見ておるわけでございます。でございますので、あまり厳密な規定もできないと思ひますけれども、これはやはり経営資金の概念の中をあまり厳密に分けました場合、かえって実情に即さないもので、厳密に言えれば、施設のなもの一部の中に入れておるわけでございます。

○松井(誠)委員 ですから、経営資金には施設資

金は含まないというように初めから定義をする必要は私はないんじゃないかと思う。漁業にとつては、漁船というものは最大の基盤です。したがって、それは施設資金か経営資金かなどという定義の問題とは離れて、それがなければどうにもやっていけないということ。とすれば、これがやはり天災融資法の当然の対象になると考えるのは、経営資金という日本語を通俗的に解釈すれば、そうなるので、それを二トンというようにきめて、施設資金は軽微のものに限るという限定そのものが、どういふ意味かわからない。定置やそういうものについては一千万というものを認めておきながら、漁船についてはなぜそういう軽微なものに限らなければならないのか、そういう必然性というものはあるのですか。

○久宗政府委員 天災融資法のためまえをはっきりいたしました場合に、これは経営資金と見るのだ、施設資金ではないのだ、こういう大きな切り切り方は必要だと思ふ。ただ、実際問題といたしまして、経営資金の具体的な中身になりました場合に、他の施設資金との組み合わせが当然出てくるわけでありませう。したがって、公庫資金のほうで、漁船につきましてはこれを施設資金として見る制度が別にあるわけでございます。その適用との関連において、この組み合わせでもってお考えになっていただく必要があるんじゃないか。つまり、これを切り離して、そういうものが全然なければ問題でございますけれども、公庫資金のほうでは施設資金といたしまして、利率はかりに六分五厘でありませう。全体の償還年限とかそういうものを見ますと、相当有利な施設資金としての施策が一方にあるわけでありませう。そこで、それとの関連におきまして、どこで線を引くのかというのとは相当問題があると思ひますけれども、これも実際の公庫資金として運用した結果といたしまして、またその後の災害の場合に、まだ二トン以下の処理がきまっております場合に起こりまされたいいろいろな難点、こういうものを考えあわせられまして、ここに二トン未満というものを天

災融資法のほうで見ようじゃないか、片方にはそれ以上のものにつきましてももちろん公庫資金というものが前からもあり、これからもやっておりますというところで、両方のコンビネーションで考えたいだいたらよろしいんじゃないかと思ひます。

○松井(誠)委員 コンビネーションで考えたいことそのものについては、私はあえて反対はしませんが、しかし、金融公庫の貸付の条件というものを業務方法書によって見ますと、確かに期限は長い。利子も漁業構造改善の漁船の場合には五分五厘くらいになっておる。むしろ天災融資法よりも条件がいい。だから金融公庫に行けという理由にはならない。そうじゃないか、天災融資法の条件が悪いのはいかぬじゃないか、金融公庫の条件よりも悪いという天災融資法の条件があるかという議論になってこなければならぬ。そうじゃないでしようか。つまり、金融公庫では一応有利な条件になっておるけれども、しかし、担保とかそういう問題で、現実には小さいものがなかなか借りられないということがあつて、それでは天災融資法で見ようという趣旨からおそらくきたのだと思ひます。しかし、それだからといって、二つをコンビネーションで考えて、だから二トン以上のやつは金融公庫にまかせておけばいいという議論には私はならないと思ひます。

漁業センサスなんかを見ましても、十トンくらいまでは、資産は何があるかもしれませんけれども、負債もそれに比べて多いのです。だから、規模が大きいことは、それだけ金融能力があるということにはならない。沿岸漁業振興法では、一応十トン以上ということで線を引いておる。十トンとまて一べんにいくのは無理だとすれば、三トンないし五トンというものを——政府の漁業白書によれば、中核的漁業として自立経営の育成をしようというところで考えて、その辺くらいまで広げて——ほんとうならば私は十トンと言いたいですけれども、そのコンビネーションということを考えれば、あるいはその辺でも——とにかく二トンといふ非常に小さいところで押えないで、これは漁具

とのかね合いもあると私は思ひますが、そういうことを検討される必要はないかどうか。次官、これはいかがでございますか。

○館林(三)政府委員 経営資金の解釈の問題でございますが、経営資金の中にも、もちろん炭がまとかあるいは漁船というように、いわゆる施設資金というものもあるわけでございます。経営資金の中には、純粋の経営的な用途ではなくて、施設の設備資金もあることは申すまでもありません。ただ、その施設の場合に、漁船につきましても、農林漁業金融公庫のほうにおきましても、やはり施設資金として制度金融の道がある。そうすると、そのどちらを適用させるかということにつきまして、いままでの現行法としては、二トンというところに一つの線を引いておるといふのが、これが現実の姿であります。しかし、いまお話しのように、立法論としてはいろいろ議論もあるだろうと思ひますが、現在の状況からいって、二トン以上の場合には経営が非常に豊かであるということも考えられませぬので、立法論としては、私はこれから先十分研究しなければならぬ問題だと思ひます。

○松井(誠)委員 次官が言われるように、二トン以上は経営が楽だなんてそういうものではないわけですから、ぜひひとつこれからあとの検討の問題としてお考えをいただきたいと思ひます。

もう一つ、最後に、やはり漁船漁業に關係をするわけですが、少しめんどうな問題をお尋ねをいたしたいと思ひますが、いわゆる回遊魚といひますか、泳いでおる魚を相手に漁業をやつておるといふ場合に、天災でその魚がとれなかつたという場合、この現行法のワクの中でそれをさばくということではできないのか、できないのか、いかがでございますか。

○久宗政府委員 回遊魚の問題でございますが、やかましく申しますれば、やはり漁業者の収入減の数量並びに金額の關係をどう把握できるかという問題だろうと思ひます。したがらましても、完全な管理下に入つておられますもの、たとえば養殖漁業のようなものは、もちろんこれは対象にできるわ

けでございませうが、回遊魚につきましては、さうなのことはテクニカルにできないので、ここでは考えられないわけでございませう。

○松井(誠)委員 いまの御答弁は、どの程度の損害かという、その認定ができないという趣旨ですか。

○久宗政府委員 これはやはりおっしゃるとおり、把握できないという点が一番問題だと思えます。したがって、天災融資法のようににつきり数量並びに金額を明確にして処理をしなければならぬという形の施策では、フォローができませんだろうと思つております。もしやるとすれば、何らかの意味の所得政策のような形で取り上げれば別でございませうが、天災融資法の場合には、そのリミットをこえますと、やはり相当問題があるということと、水産関係につきましては、たゞ、養殖漁業のようなものにつきましては、被害の内容が確定できますので、また災害との関連も一応明確に規定できると思つております。また、やつておられる方の管理下にとにかく入つておるわけでございませうので、処理ができるわけでございませう。回遊魚になりますと、おそろく技術的に私は困難ではないかと思つて、法律として何か対策を講ずるとすれば、別の体系の問題ではないかと思つております。

○松井(誠)委員 いまの御答弁で、技術的に困難だ。しかし、技術的に可能ならば、いまの現行法のワクの中でも、逆にいえば適用ができるということになるわけですか。そのように理解をしてよろしうございませうか。

○久宗政府委員 やかましく申し上げれば、水産資源の変動等の現象と漁業者の収入減との関係を数量及び金額で明確にし得れば、私は対象にできると思つております。しかし、このことは、非常に技術的に困難でございまして、むしろ政策としては、他の政策体系で考えるべき問題であらうと思つております。

○松井(誠)委員 そうしますと、いまの御答弁では二つになると思つてます。一つは、その損害の額と天災との因果関係がどうかという問題と、損害の額そのものをいっわけ押さえることができるかどうかという問題と、どつち道損害額の問題ですけれども、二つの問題ですね。私は、その損害額というものを押さえる方法というのは、御承知のように、先年漁業災害補償法というものができて、そして漁獲共済というものができました。漁獲共済では、何年かの平均の漁獲量というふうなものを基準にして、共済限度額ですか、それに満たない場合にはそれを損害とする、損失とする、そういうたてまえが制度的に確立したのでから、それをそのまま使えば、少なくとも例年よりはこれだけの額が少なかつたという、その損害の絶対額が出てくる方法は、私はできたと思つてますけれども、これはどうでしょう。

〔委員長退席、刈谷委員長代理着席〕

○久宗政府委員 これはたいへんむずかしい問題なものでございませう。一応二つに分けて、天災とその被害との因果関係がかりに証明できるという問題は別として、それができました場合にございませう。最終的には、もちろんそういう天災がなければ当然得べかりし収入金額のうち、その天災によって得られなかつた金額を把握するということが、おそろく、回遊魚の場合には管理が可能な状態にないわけでございませうので、私はきわめて困難であらう、こういうふうに申し上げておるわけでございませう。したがって、現現在の処置といたしましては、そういうものにつきましては、もちろん、災害補償法のほうではその問題を検討しておられますけれども、少なくとも融資の関係をございましては、天災融資法のほうでそれを取り上げることが非常に困難ではないか。そしてやれば、つなぎ融資のような形で、別の問題として処理するよりよろしいのではないかという考え方をございませう。

○松井(誠)委員 漁業災害補償法のほうでは検討をしておるといふ段階ではなくて、もう制度的にできておるわけですね。漁獲共済というものは、そういう損害額の認定が可能だということ前提にして、できておる機構なんです。ですから、損害額が幾らかということ、私は技術的には困難ではないと思つて、困難かもしれませんけれども、少なくとも不可能ではない。あなたが言われるように、その損失というのは、いわゆる積極的な損害だけでなく、得べかりし利益を失つたというのでも、そういう消極的な損害も、この法律にいう損失だといふたてまえをとるとすれば、損失額、損害額の絶対額を計算するといふのは、これは不可能ではない。問題は、やはりあなたが言われたその天災との因果関係、あるいはその天災の因果関係はあるけれども、その中で、損害額がどれだけ因果関係があるか、そういう問題だと思つて、しかし、その問題は、何もこの漁業だけの問題ではない。のじゃないかと私は思ふ。たとえば農業の場合にしたらところで、これが確実に一〇〇%天災と因果関係があるといふことを立証するのはむずかしい。しかし、何がしかの天災以外の要素が入つてくる場合は、おそろくいろいろな場合があると思つて、そういうことを考えると、漁業の場合にだけ天災と損害額との因果関係がはっきりしないように考へるのは、私はおかしいのじゃないかと思つて、漁業災害補償法というものができなかつた前ならば、そういう議論もやはり成り立ち得たかもしれぬ。しかし、漁業災害補償法が漁獲共済というものに踏み切つた以上は、その前提といふものが大きくずれてきたと私は考へていられないかと思つて、次官お聞きになっておるわけですかと思つて、この漁業の問題について、私はいままで二つ出しました。漁船漁業といふのは、なかなか養殖漁業と違つて、うまいくない。特に沿岸の漁船漁業といふのは、うまいくない。ですので、普通ならば、天災融資法にしても何にしろ、優先的に私はめんどうを見る対象だと思つて、法的なところが、漁船漁業が、この天災融資法の中で、いま言われたよりいろいろな理由で、たとえば定置なら定置も漁船漁業でしょうが、あるいは船に乗つて魚を追い回す、どつちも回遊魚を相手にする場合には、養殖と違つて完全に管理はしてない。管理はしてないけれども、損害額が認定できるとすれば、この天災融資法の対象からははずすべきではないと思つて、ひとつ御意見を伺いたいと思つてます。

○久宗政府委員 水産庁の協同組合課長でございませうが、回遊魚を天災融資法の対象にするかしないかという場合に、局長が申し上げましたように、二つの点が問題になっていると思つて、天災による災害を補償する、こういうのが天災融資法のたてまえでございませうけれども、一つは、災害が特定できるかどうか、二番目は、先ほど申し上げましたように、災害によって生じた不漁であるかどうか、この点が問題であると思つてます。

最初の不漁の直接の原因になつた災害が特定できるかどうかということについては、回遊魚の場合は、その回遊魚が回遊を始めるころの魚群がまずできるわけですか。その魚群ができるころのものも、どんな規模の魚群ができるか、あるいはどういふような組成になっているか、そういうことが年々多少の変動があるそうでございませう。そういうのがむしろ普通だ、こういうふうな学問的にいわれているのであります。ところが、こういうふうな回遊魚が回遊を始めるころの来遊魚になるわけですが、その年の発生状況、それは天災といふふうにいわれれば、自然の条件によつて、自然の災害とは別に、自然の条件によつて、そういう状況がでるわけですか。そういうふうな自然の条件によつて発生状況が大きく左右されておるといふことが一つ、それから漁期のうちに自然の災害が発生しまして、その不漁という現象が生じても、その不漁の直接の原因が、その漁期の始まる前の自然の条件にあつたか、あるいは漁期のうちに自然の条件にあつたか、そういうことを判定することはむずかしいのか、こういうことが一つの災害の特定との関連において問題になると思つてます。

それから次に、不漁の直接の原因となつた災害を特定できる、それはわかるのだというふうな前提して、おりました場合に、その特定された災害によつて起つた損失額が把握されなければ

ないと思つて、困難かもしれませんけれども、少なくとも不可能ではない。あなたが言われるように、その損失というのは、いわゆる積極的な損害だけでなく、得べかりし利益を失つたというのでも、そういう消極的な損害も、この法律にいう損失だといふたてまえをとるとすれば、損失額、損害額の絶対額を計算するといふのは、これは不可能ではない。問題は、やはりあなたが言われたその天災との因果関係、あるいはその天災の因果関係はあるけれども、その中で、損害額がどれだけ因果関係があるか、そういう問題だと思つて、しかし、その問題は、何もこの漁業だけの問題ではない。のじゃないかと私は思ふ。たとえば農業の場合にしたらところで、これが確実に一〇〇%天災と因果関係があるといふことを立証するのはむずかしい。しかし、何がしかの天災以外の要素が入つてくる場合は、おそろくいろいろな場合があると思つて、そういうことを考えると、漁業の場合にだけ天災と損害額との因果関係がはっきりしないように考へるのは、私はおかしいのじゃないかと思つて、漁業災害補償法というものができなかつた前ならば、そういう議論もやはり成り立ち得たかもしれぬ。しかし、漁業災害補償法が漁獲共済というものに踏み切つた以上は、その前提といふものが大きくずれてきたと私は考へていられないかと思つて、次官お聞きになっておるわけですかと思つて、この漁業の問題について、私はいままで二つ出しました。漁船漁業といふのは、なかなか養殖漁業と違つて、うまいくない。特に沿岸の漁船漁業といふのは、うまいくない。ですので、普通ならば、天災融資法にしても何にしろ、優先的に私はめんどうを見る対象だと思つて、法的なところが、漁船漁業が、この天災融資法の中で、いま言われたよりいろいろな理由で、たとえば定置なら定置も漁船漁業でしょうが、あるいは船に乗つて魚を追い回す、どつちも回遊魚を相手にする場合には、養殖と違つて完全に管理はしてない。管理はしてないけれども、損害額が認定できるとすれば、この天災融資法の対象からははずすべきではないと思つて、ひとつ御意見を伺いたいと思つてます。

○久宗政府委員 水産庁の協同組合課長でございませうが、回遊魚を天災融資法の対象にするかしないかという場合に、局長が申し上げましたように、二つの点が問題になっていると思つて、天災による災害を補償する、こういうのが天災融資法のたてまえでございませうけれども、一つは、災害が特定できるかどうか、二番目は、先ほど申し上げましたように、災害によって生じた不漁であるかどうか、この点が問題であると思つてます。

最初の不漁の直接の原因になつた災害が特定できるかどうかということについては、回遊魚の場合は、その回遊魚が回遊を始めるころの魚群がまずできるわけですか。その魚群ができるころのものも、どんな規模の魚群ができるか、あるいはどういふような組成になっているか、そういうことが年々多少の変動があるそうでございませう。そういうのがむしろ普通だ、こういうふうな学問的にいわれているのであります。ところが、こういうふうな回遊魚が回遊を始めるころの来遊魚になるわけですが、その年の発生状況、それは天災といふふうにいわれれば、自然の条件によつて、自然の災害とは別に、自然の条件によつて、そういう状況がでるわけですか。そういうふうな自然の条件によつて発生状況が大きく左右されておるといふことが一つ、それから漁期のうちに自然の災害が発生しまして、その不漁という現象が生じても、その不漁の直接の原因が、その漁期の始まる前の自然の条件にあつたか、あるいは漁期のうちに自然の条件にあつたか、そういうことを判定することはむずかしいのか、こういうことが一つの災害の特定との関連において問題になると思つてます。

それから次に、不漁の直接の原因となつた災害を特定できる、それはわかるのだというふうな前提して、おりました場合に、その特定された災害によつて起つた損失額が把握されなければ

ならないということが、次の問題になってくるわけでありませう。その場合に、回遊魚の漁期というのは比較的に長い場合が多いわけでありませう。その結果というものは、その漁期のあとになってみないとわからないことがございませう。昨年イカの不漁がありましたけれども、これは魚価の点などもありまして、岩手県では非常に被害が多ございませうけれども、北海道のほうでは魚家全体から見てもどうやらとんとんになったというふうな話を聞いています。それがございませう。したがって、漁期のことになってみないか、それが天災による不漁であったのかどうか、こういう点の判断がつかないということが一つ、それから不漁によりませうために、魚価が非常に上がつてまいりませう。そういった魚価の上昇の問題。それからその魚が来ないために、ほかの魚をとる、こういうふうな事情もございませう。ほかの魚をとる、そういう漁獲があつたかどうかというふうな点によつて、減収された額が違つてくるわけでありませう。そういったいろいろな条件を考へてみないと、損失額はわかりにくい、こういう点が問題になるだらうと思ひます。

それから先ほど局長からも申し上げましたけれども、現在の天災融資法の法体系のもとでは、無主物は対象にしておられない、こういうふうな事情がございませう。回遊魚を天災融資法の対象にするには、技術的にも困難ではなないか、こういうふうなことを考へておるわけでありませう。

○松井(誠)委員 いまの専門的の御説明で多少わかつたのですが、一番最後の無主物については、天災融資法の適用がないというのを言われましたけれども、天災融資法には別に無主物についてはとかんなくいふようなことは何もない。ただ現実とここに書いてあるものが無主物でないというだけ、無主物については天災融資法の適用をしてはいけなないという議論は、私はそこからは出てこないと思ひます。それから二番目に言われた理由で、その操業の前に生じた条件か、途中に生じた条件

かというふうなことも、どつちでもいいことなのでは、その天災との因果関係がありませう。それは、やはり損害と見ていいのじゃないかと思ひます。それからもう一つ、損害額について、天災との因果関係だけではないいろいろな条件があり、条件をいろいろ並べましたけれども、それは確かにそういうことがあつてと思ひます。しかし、似たようなことは、少なくとも量の違いはあるにしても、農業、農林だつてあり得ると思ひます。自然的条件だけにいつても左右されておるのではない、いろいろな場合があり得ると思ひます。ですから、問題は、やはりあなたの方で言われた一番最初の、これがほんとうに天災であるのかどうか、単なる自然的条件と考へるべきものかどうか、これが周期的に不漁がくる、周期的に豊漁がくる、そういうものは異常とは初めから考へられないじゃないかという議論ならば、これは議論としては意味があると私は思ひます。したがって、農業と同じであるいは林業と全く同じように取り扱ふというものは、あるいは無理かもしれませんが、しかし、たとへば私のいる佐渡で大きな定置がある。去年からことしにかけて、雪が降らなくてあつたか、プリはさつぱり来ない。何年ぶりかで大きな損害を受けた。これはまさに暖冬異常だつた。その暖冬異常というものは、一体天災と見るべきかどうか。これはまた最初の問題に返つて、国民経済規模の云々にまたひつかかるといふ問題がありませうけれども、その問題は一応別にして、暖冬異常なら暖冬異常といふものが異常な自然条件、異常な天候だと考へれば、それは天災だと考へていい。どうしてもそれが天災の因果関係から説明ができません。これは除外よりほかありませんけれども、説明ができません。説明ができる場合があると思ひます。それは最初から対象からはずすといふことはおかし、そのように私は考へるのです。次官、最後にその点についての御意見を伺ひたい、私の質問を終わりたいと思ひます。

○鐘林(三)政府委員 天災と被害との因果関係の問題でございませうが、農業とか林業とかあるいはまた漁業におきましても、漁具がやられた、あるいは漁船がやられたというときには、因果関係がはつきりしておるわけがございませうけれども、いま問題の回遊魚の問題につきましても、私は、いま水産庁の課長から申し上げましたように、因果関係の把握が非常に困難だと思ひます。そんな意味で、私は、農林省としては、いまの御質問に対しては、私は、消極的な考へ方を述べておるわけがございませう。もちろん、これが非常にはつきりしておるといふ場合には、これから先の解釈論と申しませうか、あるいは立法論として考へなければいけませんけれども、他の林業とか農業と相当違つた性格じゃないかと私は思つておるわけがございませう。また必ずしも松井委員の御意見のとおりということにはなつていないわけがございませう。

○松井(誠)委員 私は、別に法律を変えなくても、現在のこの天災融資法で、天災というもののについてもいろいろな幅があつて、等という字が入つておるといふもの、いまの御答弁のように、得べかりし資源を失つたといふもの損失だといふたまでをえれば、法律を変えなくても、適用によつてできる。

〔飯谷委員長代理退席、委員長着席〕
確かに天災との因果関係はむずかしい。むずかしいけれども、しかし、理論的に不可能でないと思ひます。はつきりという結論は出てこない。そういうことがあつたので、ぜひひとつ斜陽化している漁船漁業とこれに対する特別な配慮という意味も含めて、これから御検討をお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○濱地委員 松浦定義君。
○松浦(定)委員 本法は、昨年の臨時国会で北海道の冷害に照らして改正をしたのだ、こういう御説明であります。むろん、当時の議論の中心は、北海道を中心とした冷害に對しての対策であつたことには間違いないのでありますが、当時はどういうわけか、ただ資金ワクの増大だけで金利なりあるいは据置き期間の延長等について

は、触れていなかったわけだ。しかもそれは時々の国会においてこれを提案したい、こういうことであつたわけでありませう。今国会でその趣旨に沿つて御提案されたのでありますけれども、私は、まず第一に、先ほどからいろいろ御質問がございましたのと観点を違へまして、それでは一応昨年の北海道の冷害に對するその後の処置としては全きを期していたかどうか、この点についてひとつ聞きたいと思ひます。

御承知のとおり、当時五百七十三億という膨大な被害であつたことには間違いないのであります。それに對して天災資金並びに自創資金等の配分についても、必ずしも現地の要望にこたえていない。それはやはり一つのワクがあつてそういう形になつたと思ひますが、最終的に決定されたワク内における資金融通によつて、今日の北海道における冷害対策といふか、営業に對する支障がないといふふうには私は必ずしも受け取れないのであります。その全貌について明らかにしたいと思ひます。

○久宗政府委員 この前の臨時国会でとりあへずの措置をいたしまして、残された利率でございませうとか、償還期限の問題につきまして、今回御提案をしていくわけでありませう。その後の実情と申しますと、貸し付け状況はやはり営業関係がおくられておるもので、現在のところでは三月末で見ますと、約四九・三%というものが出ておるわけでありませう。したがって、まだ半分以上はこれからの貸し付けという問題になるというふうな思ひます。

○松浦(定)委員 作付がおくれているからおくれば、たといふのじやなしに、これは計画すべきものであると思ひます。たとへば北海道においては、内地の経営状態と違ひますから、むろん、作付にかかるとは、平年時で四月の半ばからかかるわけでありませう。しかし、準備としては、もう一月からやつておるわけでありませう。ですから、肥料なりその他の対策については、もう一月から個人

に貸し付けるところのワクがきまっておるわけでありまして。私の質問は、たとえば百十三億というその金額が、いまお話しのようにございまして、非常に貸し付けの作業がおくれている。しかし、貸し付けの作業がおくれていることは、作付がおくれているといつてもいいが、思っているわけでありまして、この時の気候によつておくれいているというのじゃなしに、計画的に一月から順次、少なくとも三月一ぱいくらいには個人個人の計画をきめてしまつて、これこれの金が必要である、しかし、政府からこれだけ来て、これでは足らぬから、農協がどうするかというのをきめておるわけで、私はその経営に対する配分の状態をお聞きしておるわけでありまして。そういう点について、もしその程度の消化しかできていないとすれば、現地の農業団体なり市町村が怠慢である、というふうに言わなければならぬと思つておるわけでありまして、そういう点をひとつ明確にしたいのであります。

○久宗政府委員 この前の改正がとりあへずの改正でございまして、あとで本格的なものが出るという前提でやつておりましたので、手続でありますとか準備は、私どもの掌握している限りはそれそれやっておるわけでございます。ただ、現実の資金需要といたしましては、一般の営農のおくれもございまして、制度改正を頭に置かれまして、借り控えておられるという面も出ておるよう聞いております。

○松浦(定)委員 そうしますと、大体において昨年度の百十三億あるいはまた自創資金の五十億で、現地においてはもう十分な対策が立てられておるかどうか、この点をひとつお聞きしたいと思います。

○久宗政府委員 資金のワクといたしましては、当時だいた議論をいたしましたものから、結果から見まして、私どもとしては、資金のワクそのものは相当潤沢であつたというふうに思つております。資金のワクが足りないために非常に問題が起つておるとは考へておりません。

○松浦(定)委員 私はなぜこれを聞くかといふと、あるいはことしの心配される情勢からいきまして、昨年度の北海道の対策についてどうであつたかといふことが基準になるのじゃないか、こういうことでお聞きしておるわけなんです。いまのお話ですと、まあ十分であつたというふうなお考へでありまして、実際問題として、五百七十三億という認定は政府がしたわけなんです。政府の認定によつてあれだけになつた。しかし、対策としては、百十三億あるいはまた五十億といふことであつた。その間、そういう支障がないといふことになれば、農家個々がそれだけの資金があつたのだ、こういう結果になるわけですね。そういう見方をしてもいいのですか。

○久宗政府委員 損害額といたしましては、先生がおつしやたような数字でございまして、実際の資金需要につきましても、百十三億ときめられた場合に、これはもちろん末端から全部積み上げるのにはございまして、上のほうから計算をするわけでございます。実際問題といたしましては、私どもは現実の資金需要の計画そのものの内容を聞いてみましても、非常に資金ワクが不足であつたと考へておらないわけでございます。損害額と現実と必要とする資金額とはおのずから別ではないかと考へます。

○松浦(定)委員 時間の関係がありますから、政府のほうではそれで十分であつたという御認識であるのなら、そういう受け取り方をしておいて、次の問題に進みたいと思つておるわけでありまして。今回御提案になりましたのは、金利の引き下げと償還期限の延長、こういう二点にあるわけでありまして。そこで、金利三分五厘を三分とするということとありますが、これは災害に対して画期的な対策だといふふうに考へておられるのかどうか、その点をひとつ明らかにしていただきたい。

○久宗政府委員 三分五厘といふもの金利そのものにつきましたも、これは相当特別な金利であると思つておるわけでございます。災害の資金でございまして、いわば資金の性格といたしましては、比較的短期の金でございまして、それとの関連で、三分五厘といふのも、やはり災害であります。ゆえの特別な考慮でございまして、相当これ自身が低い金利であつたと思つておるわけでございます。私どもとしては、それをなおかつ災害の実情に即して金利の改定をしたいといふこととお約束しておりましたので、無理をしまして三分といふ線を出したわけでございます。これは長期資金なら別でございまして、短期資金といつたしましては、たとえばこれを逆に理論的に説明してみるといわれれば困る程度に特別な金利であると思つておるわけでございます。また、実際のいままでの災害で考へますと、三分五厘資金といふものが大体八割見当だと思つて、特に昨年の冷害で申し上げますと、九割以上が三分五厘資金でございまして、その三分五厘資金を三分にしたといふことは、相当大きな効果を持つてくるというふうに考へております。

○松浦(定)委員 いまのお話ですと、長期資金なら別であるがとお話ですが、長期資金なら安く、短期資金なら高くてもいいというふうな考へておるのですか。

それからもう一つは、昨年の実態からいって、この三分五厘資金が九割くらいを占めているといふのは、私は、災害がひどいから、そういうふうな占めておるのであつて、三分五厘が多いからといふふうなことで自慢することではないと思つておる。いま政府の考へておる安い利子にするのであつて、その率が多いからといふことで、私は何もそのことが理由にならないと思つておる。むしろ、そういうのが非常に少ないと思つておる。たとえば、その率からいへば少ないことほど、私は被害の実態からいへば好ましいと思つておる。そういう点の見解がちょっと違ふと思つておるのですが、どうですか。

○久宗政府委員 長期資金と短期資金に分けて申し上げますと、やはり非常に低い利率を出します場合に、長期であるか短期であるかといふのは、相当問題になる点だと思つておる。そこで、本来ならば、三分資金といふのは、短期資金としてはほとんど例のない非常に低い金利であるといふことを申し上げたわけでございます。非常な長期の資金でございまして、借り受けた方の金利負担も非常に大きくなりますので、それとの関連で金利を低くするといふことは、当然出てくるわけでございます。短期資金で考へると、三分にしましたのは、これはまさに災害であるがゆえにできるだけ低い利率を適用しようといふこと、踏み切つたわけでございます。金利体系としては異例のものと思へられるといふことでございます。

なお、三分五厘資金が非常に多かつたと申し上げましたのは、結果におきまして、三分五厘資金を貸さなければならぬような事態が、天災融資法の発動に関連して非常に多かつたわけでございます。その三分五厘資金を改定したことは、相当具体的な意味を持つてものであらうといふふうに申し上げたわけでありまして。

○松浦(定)委員 政府はただ金利補給的なものをやるわけですね。何も金をそれだけ貸してどうしようといふのはなしに、ただその間における金利補給的なものをやるだけですから、これはいまのうちに、長期資金なら長い間かかつて返すのだから、利子があまり高くは困るであらう。しかし、こういう冷害のような場合における短期資金だから、多少それは高くてもいいのだ、こういう考へたと思つておる。私は全く間違ひだと思つておる。むしろ、そういう考へ方であるなら、災害におけるような金利はゼロであつていいと思つておる。長期資金といふものは、どちらかといへば、ある程度安定的な農業経営に踏み切つた人に貸す金であるのかかわらず、こういう冷害の場合に貸す金は、そういう考へ方からいけば、ゼロであつてもいいのじゃないかと思つておる。私は、この審議の過程について、昨年もこの問題は、いふん議論になつたわけでありまして、今度出される場合には相当思い切つた金利体系を確立されると

ては、比較的小額の金でございまして、それとの関連で、三分五厘といふのも、やはり災害であります。ゆえの特別な考慮でございまして、相当これ自身が低い金利であつたと思つておるわけでございます。私どもとしては、それをなおかつ災害の実情に即して金利の改定をしたいといふこととお約束しておりましたので、無理をしまして三分といふ線を出したわけでございます。これは長期資金なら別でございまして、短期資金といつたしましては、たとえばこれを逆に理論的に説明してみるといわれれば困る程度に特別な金利であると思つておるわけでございます。また、実際のいままでの災害で考へますと、三分五厘資金といふものが大体八割見当だと思つて、特に昨年の冷害で申し上げますと、九割以上が三分五厘資金でございまして、その三分五厘資金を三分にしたといふことは、相当大きな効果を持つてくるというふうに考へております。

思ったわけですが。ところが、いまのようなお考えですと、やはりそれは短期資金だから下げられないということになるわけですが。しかし、私は、いまの三分でもって画期的だとおっしゃるの、これはどうも深刻な冷害に対する政府の見解としては間違っているのではないかと申すのです。ですから、私も同じく、たとえ先般の衆議院を通過いたしました農地管理事業団ですら、当初は二分、四十年という構想を立てられた。それがいろいろな事情で三分、三十年になった。しかし、今度の冷害に対する金利もそれと同じ三分だということになれば、何ら努力された功績というものには認められないのじゃないか。そういうような考えからいけば、これはむしろ二分なり一分なりにすべきであると思うのですが、こういう点について、政務次官は、やはり画期的な金利の引き下げをやったのだ、こういふふうにはやはり自信を持っていらっしゃるのかどうか。いや、これじゃまだ十分ではないけれども、やむを得ず急急にやっただけ、将来また改正の時期がくれば改正したいというお考えなのか、その点をひとつはつきりしていただきたいと思ひます。

○縮小(三)政府委員 天災融資法の改正の場合に、金利をどうするかということが一番大きな問題でございます。農林省としては、できるだけ少なくて済むという気持ちでいままで大蔵省とも折衝したわけでございます。そうしてその結果におきましては三分ということになったのでございしますが、三分という金利体系は、もちろん天災という特殊な場合といういろいろな言い方もありましようけれども、今日の現段階における金利の秩序と申しますか、金利の体系から申しますと、農林省としては、このあたりが精一ぱいのところだといふのが率直な考えでございます。

○松浦(定)委員 これは見解の相違で、時間がかかるからやめておきますが、実は私どもの聞くと、この法案がここに提出されるまでに、自由民主党の政調があるいは部会かの御審議の中では、むしろこういふものはゼロにすべ

きたというふうな、相当強い発言があったということをお聞きしております。私どもも社会党は、この三分は高過ぎる、この際二分にすべきだといふので、ゼロとは言っていない。ところが、与党の中では、ゼロにすべきである、開拓者の問題等についてはなおさらのことといったような強い意見が中であつたということをお聞きしますと、やはり政府は押し方が少し足らなかつたのではないかと申すに考へるわけですが、そういう点で、これでもって画期的だとおっしゃっておるのですが、私どもとしては、この機会に、少なくとも当時私どもが対案として出しておりました、この法案からいえば、二分というものが当然だと思ひますが、この点はひとつ十分考慮していただきたいと思ひるわけでありませぬ。

それからもう一つ、昨年の資金ワクの増大のときに、激甚災害に対する特別財政援助の法律の中の第八条で、政令で定める場合においては五十万、こういふことが規定されておつたのです。ところが、今回それを六十万に改正されたわけですが、それが昨年のワクの改正のときには、この問題には何らお触れにならないで、今回これが一これは十万円でも多くされたことについては、私どもは反対ではありません。反対ではありませんけれども、なぜ去年同時に改正されなかつたのか。あるいは特別に何か理由があつて十万円をふやされたのか、この点をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○久宗政府委員 昨年の臨時国会のときも御説明したと思ひますが、当時これを分類いたしました資料が整備されておりましたので、つまり、経営形態別に分ける資料が不備でございましたので、手がつけられなかつたわけでございます。今回はその資料ができましたので、それをバックにいたしまして、補充して改正したということでありませぬ。

○松浦(定)委員 そうしますと、たとえ昨年七月以降の災害に本法は適用されておるわけですが、昨年七月以降本法が適用されておる中に、この政令で定める五十万を貸し付けたというワクが

あるわけですか、ないのですか。

○久宗政府委員 当然でございます。

○松浦(定)委員 あるとしたら、これはやはり昨年きめられたワクにおいても、当然さかのぼつて十万円ずつふやして六十万にする必要があると思ひますが、そういう手続はとっておられるのかどうか、今度これが成立すれば、そういうふうにおやりになるのですか。

○久宗政府委員 そのとおりでございます。

○松浦(定)委員 それでは、これは昨年の場合に手続上ふやすことができなかったのが、準備ができたのでふやしたので、昨年の七月以降のものについても適及してこれを貸し付ける、こういうことに了承していいわけですか。

○久宗政府委員 この法律が施行されれば、そういう手続をとつていただきました、措置をいたしたいと思います。

○松浦(定)委員 それでは次にお伺ひいたしたいと思います。私が一番心配する点は、金利が高いことは償還期限の期間が短いということもございながら、昨年の七月一日以降に発生しましたものについては本法を適用するということになつております。したがつて、先ほど申し上げましたように、おそろく本年の一月から順次これを貸し付けられるいは計画をしておられるわけなんです。この法律がおそろく今国会を通るとすれば、十九日にかりに終わるとすれば、すぐ五月一ぱいのうちに何とかなると思ひます。もし六月にこれが実施されるかと仮定いたしますと、この半年間の間にこの金を借りておる者については、本法は適用にならないわけですか。

○久宗政府委員 適用になります。

○松浦(定)委員 この法律そのものは適及になりますよ。金利が三分五厘で借りておるのは三分になるわけですか。法律の施行と同時に三分になるわけですか。

○久宗政府委員 これは、法律が施行されますと、所定の手続をしていただければ、三分五厘が三分にできるわけでありませぬ。

○松浦(定)委員 所定の手続といふと、これはやっぱりその簡単に、六月一日にこれが施行された、六月二日に市町村議会を開いて、待機をしておつてすぐやるというわけにはまいらぬと思ひます。そうしますと、所定の手続といふのは、そういう市町村の議会の議決とか何とか、そういうものは要らないのですか。

○久宗政府委員 この附則がはなはだ読みにくいと思ひますので、一応附則の御説明だけ先にいたしたいと思います。回りくどく書いてございませぬが、結論から申しますと、新しい法律ができました、所定の手続をしていただいて、とにかくこの七月以降の災害につきましても、おくれまじつけけれども、こういう新しい法律を適用するということに尽きるわけでございますが、少しごたごたしておりますから、一応附則だけの御説明をさせていただきます。

附則の一項でございませぬけれども、これは改正法の施行期日を公布の日とするということが書いてございませぬ。改正法の適用があるのは、この公布の日以後において天災融資法による指定のあつた天災に限る旨を規定したわけでございます。改正法の適用関係を天災の発生によらないで、指定の時点であつたのは、改正法の施行の日までの間におきまして、たとえば五月に凍害が発生した場合、これにつきましても改正を適用するためのものでございませぬ。ですから、これは原則でございますが、附則の第二項は、第一項の例外を規定したものでございませぬ。改正法の施行の日以前において天災融資法の指定になつた天災でございませぬ。昭和三十九年七月一日以降に発生したもので、これは例の七月の豪雨と七月—十月の低温、九月の暴風雨、秋の長雨、三月の降雪、こういったものが含まれるわけでございますが、これにつきましても、改正法の施行の日から貸し付け限度額及び償還期限について新法の規定を適用しようとするものでございませぬ。それから附則の第二項におきまして、改正後の

天災融資法第二条第四項第一号及び第二号の規定を適用するとしまして、第三号の金利の改正規定を適用しては、前記五災害につきまして今後三分の利率で貸し付けようとする場合、すでに融資機関と地方公共団体との間に締結されております利子補給契約は、三分五厘で貸し付けられることを前提として、その内容が定められておるわけでございます。これは変更しなければならぬわけでございますが、このためには県議会や市町村議会の議決を必要としますので、この変更手続が完了するまでの時間的ズレの間においても、被害者が緊急に必要とする資金を従来どおり三分五厘で貸し付けを受けられるように借り受け者の便宜をはかつたものでございます。これはかりに金利の改正規定を適用することとしますと、三分五厘で貸し付けても天災融資法上の経営資金でなくなつてしまいますので、利子補給ができませんという妙な関係になつてまいりますので、こういう規定が法律上は要るわけでありませぬ。したがうして、三分の利率の適用を排除するものではございませぬけれども、今後三分の利率で貸し付けられるもの及び一定期間に三分に利率を引き下げる旨の契約の変更が行なわれたものにつきましては、現行規定の三分五厘以内の規定によりまして、実態上これによる利子補給が行なわれるわけでございます。つまり、附則でございませぬと書いてございませぬが、国の利子補給がどうなるかというようにならぬ問題が含まれておりますので、こういうめんどろな書き方になっております。もう一度内容を簡単に申し上げますと、この法律が施行されましたあと、もちろん損失補償その他の手続が要りますと、また個々の方は契約の変更をなさる必要があるわけでありませぬ。そういう手続が完了いたしましたならば、そのときからこれに乗り移れるということでございます。

○松浦(定)委員 簡単に私が聞いておりますのは、たとえば北海道の場合をさし置いても、ずつと借りておるわけなんです。六月一日からこれが実施されるということになると、いまのような手

続をしなければならぬ。しかし、市町村議会その他の関係で議決をしなければならぬから、これは六月はできないから七月と、こう言いますと、その一月間というのは、いまのお話ですと三分五厘払わなければならぬわけでしょう。私はそれを言っております。そういう手続をするまでは三分五厘ずつといかなければならぬ。そういうことがきまつたときに初めて三分になる。それでせつつかのあれがちょっと意味をなさないので、指定と同時に三分になるように、市町村の議決はそうであつても、さかのほつてそれができるといつたようなことにならないかということをお尋ねしておる。

○芳賀委員 ちよつと関連してお尋ねしますが、いまの改正法による遡及規定ですが、これはあくまでも遡及することには間違いないと思つておる。問題は、昨年の七月以降の天災融資法に対する遡及規定については、当然、この改正案が成立したあとで、必要な政令というものは直ちに公布されると思つておる。その中には明確に規定づけがされておると思つておる。ただ、天災融資法の特徴からいって、利子補給なるものを国及び地方公共団体がやるわけですから、その場合に、金融機関と当該公共団体における利子補給の事前契約というのが要るわけですね。それには金利の問題とか償還年限の問題に触れておるわけですから、今度の改正によつて変更されるわけですね。変更されることによつて、この遡及規定というものは、変更されない以前の契約の時点までさかのほつて適用される、こういうふうなことになるわけじゃないですか。そうでないと遡及したことにならないと思つておる。たとえばことしの三月の一日に一定金額に対する一定条件に基づく契約が、金融機関と公共団体との間にいて行なわれておる、それと、もう一つは、今度は金融機関が被害農林漁業者に対する貸し付けというものを行なつておるわけですから、変更ということになる、利子補給を行なう団体と金融機関との契約の

変更と、金融機関と被害農林漁業者との間における貸付契約の変更と、二つの変更を必要とするわけですね。ですから、農林漁業者に対する金融機関との契約のいわゆる貸し出し条件の変更の内容は、それは最初に契約をした三月一日の時点までさかのほつて、その変更された条件に基づいて実施されるということになるわけですね。そうでなければ、これは完全な遡及ということにならぬと思つておる。そうでないということならば、問題は、附則第二項ではそういうことが書いてあるのであつて、あなた方がそうでないということになれば、役人の立場で法律の改正点をゆがめるといふことになるわけですね。これははっきりしておかなければならぬ。

○久宗政府委員 金利を中心とした適用のしかたでございますが、この法律が施行されたときから始まるわけでございます。そこで、ここに全部一べんに法律施行日に切りかえてしまふという方法もございませぬけれども、これはすでに貸し付けておられる金融機関の考え方を調整するわけにまいりませぬので、そこで、契約ということを中心に入らせるを得ないわけでありませぬ。そこで、たてまえといたしましては、新しい法律ができて、金利も下がることになつたので、そういう内容に変更したいという合意が成立しましたら、そこに適用するといふ、つまり、契約変更の手続きというものを入れざるを得ないので、入れたいわけでございます。したがうして、先ほどの御質問にもございませぬように、これに伴う損失補償その他の契約が、個人の段階と損失補償をする者との関係、国との関係、三つぐらいに分かれるわけでございます。その手続が完了いたしましたので、初めてそれが具体的に適用されるということになるわけでございます。これをもし金融機関の考え方を調整するといふことで、施行日に行きなりやつてしまふという方法も考へてみたわけでございますが、しかし、これは法律的にはできませんので、あくまで契約変更というプロセスを

入れまして、その合意に基づいて、新法の適用に持つていく、こういうやり方を取つたわけでございます。

○芳賀委員 具体的にいうと、たとえば三十九年の七月から十月に至る冷害による天災融資法の関係政令、これは政令第三四三号で出ておるわけですが、この政令による経営資金の貸し出し期間が、昭和四十年七月三十一日までということになつておるわけですね。ですから、七月三十一日までたつて天災融資法に基づいて貸し出しの諸般の手続きはやれるということにも理解できるわけですね。ですから、政府がいま局長の言われたような考え方でおるとすれば、むしろ早急に金融機関に對して、こういう改正が行なわれるし、改正が行なわれると、どうしても改正が貸し出しをした分については契約の変更を要することになるので、この貸し出しの正式契約というものを、改正後の公布される政令が出るまでの間延ばせば、待機しろというふうな指示を事前になされるほうが、親切なやり方だと思つておる。そうしておけば、最初から改正法による適用の適用が、去年の七月以降の天災資金にも適用されるということにもなると思つておる。そういうことは、むしろすみやかにやられておいたほうがいいと思つておるわけですね。

○久宗政府委員 幸か不幸か、北海道では若干管農がおかれておりますが、ふだんならばこれからが最盛期になるわけですね。さつきちよつと数字を申し上げましたけれども、まだ相当部分が六月になりましてからどつと出てくるかっこうになるわけですね。

そこで、私どもは、法律が通りましたならば、できるだけ早く施行いたしまして、そうして二重手間にならないような方式がとれば一番よろしいのでございませぬ。ただ、いろいろな手続の問題がございませぬために、契約変更という形式をとらなければならぬので、若干議決その他がおくれたために、御迷惑がかかる面がどうしても残らざるを得ないと思つておる。ただ、北海道で

は、これは私のほうは直接指導はしておりませんが、関係者の御意見では、こういうものができるということがわかれば、もちろん、當農に直接響いては問題がございしますが、できるだけ一回の手続きでできるように具体的に処理しようというところで、大体そういう心組みでおられるようでございます。

○芳賀委員 完全適及をする場合に、もう一つの問題は、損出補償を行なう当該都道府県あるいは市町村が、当然これは議会の議決というものが要ることなんです、その議決の際に、この改正によつて変更されるべき資金の種類あるいは条件等について、現行法ですで行なわれた、天災法の規定に基づいてやられた契約であっても、その契約の発生した時点でさかのぼって利子補給を行なうという議決が、公共団体等において行なわれれば、これは問題はないと思うのです。困もその気になれば、公共団体にもそうさせることができるわけですから、変更の際にそういう指導を政府としてやるという考えが持てれば、これは問題は全然ないと思ふのです。

この点は、むしろ政務次官からそういうような措置をとるといふことをここで明らかにしていただければ、同僚の松浦委員の心配された点は完全に解消されますし、そのことが、去年の十二月十八日の当委員会における附帯決議の第二項の「次期通常国会において貸付金利、償還期限等の貸付条件の改善を含む制度の抜本改正を行なう」とともに、この場合において改正規定が本年七月一日以降の天災及びこれによる災害に対しても適及適用できるように併せ考慮すること」という趣旨を尊重したことに思ふところがあります。これは当時政務次官が尊重するということを言明しているのです。そういう点から次官の明快な御答弁を願いたい。

○久宗政府委員 臨時国会の際に、再三大臣からこの問題は申し上げたわけでございますが、週及の申身につきまして、いろいろ努力をすると申し上げたわけでありまして、金利につきましては、

議事録をお読みいただければ、おわかりいただけると思ふのですが、非常に慎重にお答えしておるわけですが、先ほどの御質問でございますが、その損失補償その他の契約を交えてまいります場合には、さかのぼれますのは、新法が発効した日までさかのぼれます。つまり、手続きがあとで、損失補償契約その他がかりに七月からになったといふと、その時点からではなく、その法律が施行された日まではさかのぼれるわけでございます。それ以前にはさかのぼりかねるわけでございます。その点ははっきりしておきたいと思ふます。

○松浦(定)委員 私が先ほど聞きましたのは、法律が施行されても、町村の議決がなければ、これは発効しないということになると、その町村で議決されたときからということになりますか。先ほどはそういうような答弁だったので、

○久宗政府委員 いま申しましたのは、この法律が施行された日でございます。前に三分五厘で借りておられた。法律施行日にももちろん借りておられた。ところが、新たに契約変更をいたしましたのにかかりに一月かかって、一月あとに全部の手續が済んだという場合、さかのぼれますのは、あくまでも新法でございますので、新法の施行日まではさかのぼれるわけでございます。それから天災融資法は、御承知のとおり天災ごとに適用しておりますので、普通形式論理で申し上げますと、一般法の改正でございますので、この時点以後に起こった天災に本来は適用されるべきものでございまして、前回の約束もございまして、例外といたしまして、すでに指定しましたこの七月以降の災害については、一般法の改正であるにかかわらず、これをさかのぼって適用するということにいたしました。利率につきましては、新法が施行されましたときから三分にする可能性があるわけでございます。所定の手續を経ていただきましたらば、その手續の中で、特に損失補償その他につきましては、その施行日から適用するのだということを議決していただければ、施行日まではさかのぼれる、こういう意味でございます。

○松浦(定)委員 どうも最初の考え方がだいぶ私は緩和されてきたと思ふのですよ。私の考え方は、法律が施行されても、町村の議決がおくれば、おくれたときから三分五厘が三分にならぬ、こういうふうないろいろ聞いておられたことがあるから、お聞きしたので、(その点にはよくなつた)と呼ぶ者あり)それはよくなつたといふことではなくて、あたりまえであつて、その点は私はいいと思ふのです。しかし、実際問題としては、法律そのものが昨年七月一日から施行される。本法そのものが施行されるにかかわらず、その中の一番重要な利子が三分五厘、これは法律改正ですから、三分五厘が三分になつた。しかし、それを借りておるものは、去年の七月一日から該当するといふながら、政府の怠慢でもつてことしの六月なり七月にしか施行されないのに、その間だけは三分五厘払え、施行後のものだけは三分でいいというのは、ちょっとおかしいと思ふ。もしそうだとするならば、昨年の臨時国会で改定をされるときに、なぜこれをあわせてやらなかつたかと思ふのです。私も、この利子あるいは据え置き期間は次の国会で提案をいたしますけれども、その間のものについては適及いたしますといふことであるから、了承しておつたのです。それを、一番重要な改正すべき点の利子を今度はそのときからしかやらないといふのは、これは私どもはちょっと納得できない。もしそうだとするならば、昨年、われわれの要求するように、金利も償還期限もなせ同時に提出されなかつたか。その提案をせずして、今日かかってに利子だけ、片っ方は三分で借りられるにかかわらず、三分五厘で払わなければならないといふのは、何ら恩恵はないではないですか。そういう点、政府は一つも責任を感じないのですか。またどうして昨年やろうとしなかつたのですか。その点を明らかにしていただきたいと思ふ。

○久宗政府委員 臨時国会の際にさんざんお答えしたわけでありまして、どうも力が足りませんが、そこまでやれなかつたわけでございます。ただ、お約束いたしました改正につきましては、やつと態勢を整へまして今回の提案になつたわけでございます。臨時国会の際にも、適及適用の問題につきましては、これは繰り返し申し上げますが、天災融資法でございますので、災害ごときにきめるわけでございますから、新しい法律につきましては、本来ならば、これから起こる災害に適用されるのが、一般法の改正であれば当然なのでございませうけれども、七月以降の災害にもこれをさかのぼって適用することについては、利率につきましては、臨時国会の御答弁の中でも、それは非常に困難だといふことは、再々申し上げているわけでございます。今回の改正によりまして、ただいま申し上げましたように、法律施行日までは、変更の際にそういう内容をきめていただければ、さかのぼれるわけでございます。施行日以前までにはこれをさかのぼれないわけでございます。

○松浦(定)委員 どうも説明を聞いておればおるほど、不満というか、私はわからないのです。災害というものが起きたときからそれに該当するものが本法の趣旨である、昨年七月にさかのぼつたのは本旨でないのだ、だからがまんせよ、こういうふうな聞かせるわけなんです。だとするならば、なぜ、昨年の臨時国会で改定をするときに、本法に準じて政府はこういう問題になるものをあわせて提案されなかつたか。この提案については、整備ができてないから、次の国会でやりますといふことをその提案理由の中で断つておるので、断つておいて、いまあたりまえだとおぼろげ返つておられるのは、どうも法の内容がわからなければいけません。農林省が災害に対してあまりにも十分でない、こう思ふのです。もしこれが農林省は誠意を尽くしたけれども、大蔵省が聞かなくなつた、金利の話も聞かなくなつた、この点については、私もどうも方向を変えなければならぬから、その点はどうなんですか。

○館林(三)政府委員 金利と償還期限の問題につきましては、実は去年の臨時国会で貸し付け限度を引き上げるときに、一緒に解決したいといふこ

とで努力したわけでありませう。しかし、金利体系の問題は、金利の秩序の問題でございます。非常に困難でございます。実はこの点につきまして、農林省の努力した点は十分に買っていたと思います。ことに三分五厘を三分に引き下げたことにつきましては、農地管理事業団の三分、三十年と同じような意味で、初めてこの制度でございます。私どもはもろろん、覚におきまして、政府・農林省といたしまして、できまして二分ぐらいにいたしたい、ということも努力したわけでございますけれども、いま申し上げましたような関係で、どうしてもこれは困難でありまして、とにかく一応、不満ではありましたが、三分ということに提案した次第でございます。

なお、かような天災法を適用する場合には、いままでの解釈から申しますと、これから先新しくできる天災を指定した場合に前向きのかっこうで適用するというのが、いままでのならわしでございます。しかし、去年の臨時国会におきましての皆さま方の附帯決議の趣旨もございましたから、今度はこの附則の第二項におきまして、特に今回に限りましては三十九年の七月一日からの天災に適用して適用するというに決定したわけでございます。その点はどうぞひとつ農林省の意のあるところを御了解いただきたいと思ひます。

○松浦(定)委員 その点については私どもは感謝とまではいかなくても、正常な取り扱ひだ、こう思っているのです。ただ、金利の問題だけが問題になったわけですから、それを主張しているのです。もしそうだとするならば、そういうふうになら、会期は百五十日もあるのですから、なぜ一月ごろにこれを提案されまして、そうしてそのまゝ——こういうのは、もう反対も賛成も、いまの段階でやむを得なかつたと思はれる、なかつたと思ふのです。したがって、その公布の日からと残つておるといふことありますから、いま申し

上げるようなことはないわけなんです。そういうことは私は過ぎたことはいないながら、これからもあることですから、ほんとうは大蔵大臣の出席を求めて明らかにせぬと、これは農林省の意見を聞かなくてはならないのです。私は、この点は大蔵大臣の意見を聞いておく必要があると思ふので、計らいをお願いしたいと思います。この点は農林大臣もおいでになつてはつきりしていただいたほうが、政務次官も気が楽だと思ふのですけれども、有力な政務次官ですから、十分この点を留意をしていただまして、私どもの主張は、この施行の日からでなく、七月一日以降のものについても金利はやはり同じように適用させる、こういう主張は曲げられないということだけ御理解いただきたいと思ひます。

それからもう一つ問題になりますのは、この天災法というものは、あくまで災害のあつたときに処置をすべきであまりすけれども、昨年の実態から考えまして、政府はそのいろいろの調査の結果、なかなか期待に沿うだけの資金は出せない、しかし、一面生活資金等については、自創資金といふものを活用してほしい、こういうことで、天災資金と自創資金とをこつちやにして一応結論を出したわけでございます。私どもは性格が違ふのではないかと申して、やはりその点はまあ上手に使い分けをする必要があるのではないかと申して、ことごとくおりましたけれども、この総額をあるいは七、三に、あるいは四分六に分けたものが、そういう形で出されておることは、これは明らかであります。だいたいたしますならば、今回のこの災害立法の改正につきましても、同様な自創資金につきましても、金利あるいは償還期限等については前から問題になつておるわけでありませう。社会党は当然から対案を出しまして、いろいろ改正を要求しておりましたけれども、なかなかさういふ点については御協力をいただかなかつたのであります。なぜこの自創資金についてはこのまゝにしておいておられるのか。同じ農民でありながら、

災害を受けたら何で立ち上がるかということになれば、おそろくこの自創資金によつて相当の農家が浮かばれておると私は思ふ。助かつておると思ふのです。ところが、この問題については今度何にも触れられないということについては、私はいままでの主張からいって非常に通らないと思ふのですが、改正点に対して何ら触れなかつた点と、あるいは今後それをどういふように御処置をされるのか、この二点について御意見を伺つておきたいと思ひます。

○石田説明員 いま御質問ございました点につきまして、お答え申し上げます。自作農維持資金の問題につきましては、何回かその種の御質問がございまして、お答えをいたしておるところでございますが、元来、この自創維持資金の性格は、災害問題だけでございます。農民の疾病、負傷あるいは相統といつたような各種の問題につきまして、これによつて農地を失うといふようなことがあつてはいけない、ということ、できておる制度でございますので、その観点から利率及び償還期間を定めてあるわけでございます。したがって、利率は五分でありませうが、償還期間は二十年といふ、かようなことがきまつておりますので、本資金の制度的な内容及び全体の計画、そういうような点につきまして、これは全体の金利体系とともに、この制度の内容からいたしまして、検討をいたしてまいらる必要があるという見地から、今回の場合の改正とは必ずしも一律になつてまいらぬのではないかと申して進めてまいつたわけでございます。

○松浦(定)委員 いまの御説明は私によくわかりました。しかし、昨年の臨時国会のとき、この法案提案のときの答弁が、自創資金について、もし天災資金で足らなくて、生活ができてなくて他へ働きに出なければならぬようなことを官房長なんかはつきり言つておるのです。いまおっしゃつたようなことは法律の内容であつて、運用については、やはり災害を受けた農家にす

れば何でもかんでも金が必要なんです。金がないから、からだを売つてまで、やはり金をとることに出かけなければならぬ。こういうことではありますから、せつかく政府の親心でそういうことを言われるとするならば、今度あわせてこの法案の内容をすてに検討されておると思ひますので、やはり金利についても、あるいは償還期限についても、あるいは据え置き期間についても、現行法、たとへば三分五厘を三分、四分五厘は四分とか、そういうふうに当然改正してくれるべきではないか。私は金利の多寡ではないのです。考え方について、もしことごとくその問題と関連して、いまの御説明と別なことでこれは対処しなければならぬ。そのときに、同じ金を借りてきて、片方は三分で借り、片方は三分五厘だということになつたのでは、同じ農民が冷害のために苦しんで借りるのに、そういうことで、私は政府の資金の使い方としては妥当ではないのではないかと、こういうことを申し上げたのであります。そういう誠意がないならぬといふこととおっしゃれば、私どもは、出ない法案まで、もうあつて、あつてまでというときに、出してこれといふことは申し上げられないのですが、政務次官はいまの御答弁でよろしゅうございませうか。

○館林(三)政府委員 誠意があるとかないとかいふ問題と私達うと思つておるのです。天災融資法は、それ自身一つの独立の体系といたしまして、災害に對する経営資金の貸し付けという立場から、三分五厘を三分にいたしたわけでございます。しかし、自創資金は、災害とか、相統とか、疾病とか、負傷といふようなものを対象として、農民の農業経営維持のための資金でございます。これは別のものでございまして、すなわち、農林漁業金融公庫の資金の一環でございますので、農林漁業金融公庫の資金につきましてはそれぞれ利子の体系があるわけでございます。したがって、やはり農林漁業金融公庫の資金の金利の体系

をどうするかという立場から考えるべきだと私は
思うのです。さような立場から、今回の改正にお
きましては、自創資金につきましては改正を加え
なかつたのでございませぬけれども、やはり今後と
いたしましては、農林漁業金庫公庫の全体の金利
体系をどうするかという立場から、御趣旨に沿う
ように再検討したいと私は思います。

○松浦(定)委員 それでは最後に、一点だけお伺
いたしたいと思つます。

ことしはおそらく、政府の見方といひますか、
一般の見方からいたしましたとしても、開闢以来の大凶
作、大冷害になるのではないかと、こつこつと
で、いち早く政府におかれましては冷害対策本部
を設置されたのです。これは全く珍しいことだと思
うのです。したがつて、この対策本部をおつくり
になった限りにおいては、やはりそれこそ画期的
な冷害対策をお立てになつておられると思つて
す。いまお尋ねしたいことは、いま対策本部と
しておつておられるこの対策について、とり
あえずといひますか、機構、人事あるいは目的、
計画等をどういふふうにお考えになつておられる
のか、この点をまず簡単にひとつ御説明をお願い
したいと思います。

○館林(三)政府委員 本年冷害は、気象庁の長期
予報を農林省としても常時検討しておりましたが、
非常に異常な災害が予測されるということは、皆
さん方すでに御承知のとおりでございます。した
が、いま、農林大臣が四月の終わりでございま
したか、すみやかにさうな対策をとらなくちゃ
いけないということで、四月の二十八日に農林省
に災害対策本部をつくらうことを閣議へ御報
告いたしました。御了解を得たわけでございます。
またそれに応じまして、五月の十日ごろでござ
いますか、内閣のほうにも中央防災会議以外に
災害に対する特別の対策本部をつくらうこと
で、とにかく組織をいたしましては、一応前向き
のかつて整つてきたわけでございます。しこ
りまして、今後どんな政策をとるかということにつ
きましては、いろいろ農林省でもすでに新聞発表

のとりの政策をとつておりますが、東北農政局
とかあるいは北陸農政局におきまして、それぞ
れ地方の災害対策本部を設置して、さうして東北
の防雪に対しましては、融雪の促進対策をつくら
うとか、あるいは苗しろについても特別の畑苗しろ
の保温折衷の方式を採用して、それに対する補助
金もやるか、あるいは遠隔地の苗しろ輸送に對
しまして、補助金をやるかという対策をとりまし
て、とにかくおつておられる節作につきましては、
早急にその時期を回復したいという努力をいたし
ております。

これから先の問題であります、霜害対策の問題
もございませぬ。あるいはこれから先の長期
予報に対して即応する体制もとらなくちゃいけ
ないと思つます。したがつて、今日は農林省とい
たしましては、いつでも弾力的な、しかも適切な
対策がとれるような体制は十分整えておるつもり
でございます。今後の災害に際して、十分ひと
つ皆さん方の御期待に沿うような対策をとつてい
きたいと思つてございませぬ。また本省といひ
ましたも、また東北農政局といひましたも、
北陸農政局といひましたも、しばしば現地の知
事さんその他農林部長と打ち合わせまして、実情
の把握等につとめておる次第でございます。

○松浦(定)委員 政府がいち早くさういふ方針を
お立てになることによつて、現地の農民は、非常
にそのことによつて自信といひますか、逆に言え
ば、ちよつと心配な点があるのです。ことしはた
いへんだという心配をしながらやるわけですか。
この結果等については、何も農林大臣が一人でこ
しは冷害だとか考へられるわけじゃないので、そ
れに對しては、政府の信頼すべき気象庁なりの
観測によつてさういふ方針を立てられるのですか
ら、いまの段階としては、私は誤りないと思つて
いと思つたのです。政府の方針に沿ひまして、与野
党ともに、あるいは府県においても、さういふ對
策をつけて万全を期しようと思つておることに
ついては、これは私は全く多分と思つておるわけで
しかし、一面におきましては、たとえはいまお話

にありましたように、その節作、あるいは北海道
におきましては豆作、あるいは畑作におきま
も、いろいろな種子、作物の選択をするわけなん
です。たとえば水稲等についてはできるだけわ
せをつけたほうがいい。わせないれば、これは滅
収することは明らかであります。また北海道の場
合は、昨年の冷害にちなんで、さらにまたことし
は冷害だ、さうおつしやるので、やはりできるだ
け寒地作物をつくろうということで、投機的だ
と言われれば語弊があるようにも思ふが、現にい
ま相当有利な態勢にあるようなさういふ豆類をや
め、あるいはビート、パレイン、というものに転
換しているわけなんです。これが逆にさういふ場
合はどうかということについては、政府は、悪
いと思つたけれども、よくなつたから、それは一
切タツチしない、それで責任をとられるというふ
うには考へていないのです。これはおかしな話で
ありますけれども、政府が少なくともこれだけ自
信を持って指導され、さうしてあとはおつてさ
うございませぬ。減収しようと思つて、さうい
う点については、おれのほうは知らないといふこ
とは、私は言えないと思ふ。そのために長い間農政
を担當しておられる政府当局が、それは最大、最
高の努力を払つて、作付あるいはその他の指導を
されるのでありますから、いわばこれについては
は、農民としてはことしに限つては自主性がない
わけなんです。これは遺憾ながらやはりおつて
うさんませぬ。それに対する指導を仰ぐよりは
かないといふことになれば、わせばつくるし、あ
るいは高く売れるような豆もやめて、安いイモを
つくるかもしれない、あるいはビートもつくるかも
しれぬ。さういふ場合に、天気がよくなつて、あ
あしまつたといふようなことがもしかりに出た場
合には、政府はどうかするのですか。さういふとき
には、おつてとさんのおつてはわからなかつた、
気象庁の言つたとおつたので、それは気象庁の
責任である、かえつてそのことによつて忙し
にやつて、金もすいぶん使つたといふことの弁解
に私はならないと思ふ。それはちよつと無理な質

問かも知れませぬけれども、だからといつて、ほ
どほどにやつておきなさいといふわけではないの
です。自信を持っておやりになつた限りにおい
ては、何か最後的には責任を負うといふことにな
なければならぬと思ふ。だから、私は、それに
よつて、今度の災害の立法はあまりにも場当たり
的だといふことを先ほどから言つておるのです。
去年の臨時国会で、いまの利子補給等の問題がこ
ういふ点が明らかになつていないことによつて、
先ほど申し上げましたような問題が出てくる。い
ま政府当局がまだかつてないような対策を立て
ておきなうら、冷害だとはつきりしておきな
ら、その冷害に完全に第一回に該當させようと思
ふこの法案としては、それは三分だとか、五年を
六年にする、そんなものじゃ農家はさういふも救
えないような状態だといふことを前提として、この
法律を考へるべきではないか。さういふ点、法
律はどうあつても、該當するものがなければ、
一銭も利子補給するの必要はないのです。豊作の
ときにはさういふことは必要ないわけなんです。最
悪のときにはさういふことなんですからね。こ
ういふ点については、私はこの法案の提出のしか
たは、ことしこの冷害に取り組む政府の考え
とマッチしてないんじゃないか、さういふこと
を申し上げたいと思つておるのですが、これに對する政
務次官の御決意を伺ひまして、私の質問を終わ
ります。

○館林(三)政府委員 問題はかような点にあるだ
らうと思つておるのです。去年の北海道の冷害で五
百三、四十億の被害があつた。やはり政治の立場か
ら見ると、あんな大きな被害を繰り返すことはい
けないといふことは、ここで松浦委員も当然御理
解していただけるだらうと思つておるのです。さ
ういふ立場から、今日は中生種とか早生種の稲作等も
奨励いたしますし、またパレインの指導も
いたしておるわけでありませぬ。さういふ立場で、
もしもそれが非常によくいつて、ニューカラ等を栽
培したらもつと収益が上がつた、さういふ場合は
どうするかということでありませぬけれども、むし

ろ私の言いたいことは、科学的にいつて、ことは天明飢饉以来の大被害がありそうだ、それをどうするかということが、私は政治家としての大問題だと思ひます。どうぞその点をひとつ御理解いただきまして、中生種をつくらうたら、早生種をつくらうたらどうするということは、ぜひひとつ御了解いただきたいと思ひます。

それから天災融資法の改正でございますが、私は、農林省といたしましては、この天災融資法の改正は、去年の北海道の冷害をきっかけといたしまして、非常に真剣に取り組んだつもりなんです。あの異常な状態を見まして、これはどうしても天災融資法の改正をしなければいけないと決意したのは、実は私が大臣に申し上げたくらいなのであります。ただ、去年は金利を下げることができなかつたわけで、この点はわれわれの不徳と思ひます。しかし、とにかく私は、天災融資法の改正は不十分、不満足であつたかもしれないけれども、とにかく一歩前進であつたことだけは理解していただきたいと思います。

○濱地委員長 これにて本案に対する質疑は結局が、別に討論の通告もないようでありますので、直ちに採決に入ります。
【賛成者起立】

○濱地委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○濱地委員長 この際、松井誠君外二名から本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。
○松井(誠)委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して、ただいま可決をされました二つの法律案につきまして、附帯決議を付することを提案をいたしたいと思いますので、ひ

とつ御賛同をお願いしたいと思います。最初に案文を朗読いたします。
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、左記の諸点に留意しつつ被害農林漁業者の救済に万全を期すべきである。
一、近時における沿岸漁業の実情にかんがみ、対象漁船の規模を五トンまでに拡大するとともに、貸付限度額の引き上げを検討すること。
二、津波高潮等漁業特有の災害に対処して沿岸零細漁民の救済が期せられるようこれらの災害につき、本法発動の被害規模の目安を実情に即し引き下げるよう検討すること。
右決議する。
提案理由を簡単に申し上げます。
この天災融資法によりまして、漁船の被害の場合には、いままでの取り扱ひ上二トン未満ということになっておりますし、限度額も二十万以下ということを押えられております。しかし、現在三トンのない五トンの漁家船というものが漸次ふえてまいつておりました。これを除外するということは、きわめて実情に沿わない点がございますので、五トンまで拡大し、かつ貸し付け限度を引き上げるといふのが第一点であります。

第二点につきましては、こと天災融資法は、その発動の条件として、国民経済に影響を及ぼす、あるいは被害が著しいというような前提条件があるわけがございますけれども、漁業の場合には、津波、高潮などという、ほかの農業や林業にはほとんど影響を及ぼさない漁業特有の被害といふものがしばしば起こつてまいります。そうしてそれが地域的な広がりとしては相当広域に広がる。しかし、それが漁業だけの被害でありますために、この天災融資法の発動の条件であるこの前提、現実には約三十億が目安にされておりますけれども、

それには到達をしない。そのために、天災融資法の発動がないという状態がいままで間々あつたわけでございますが、それでは、沿岸漁民の救済に万全が期せられまじいので、そういう際には、本法発動の被害規模の目安を実情に即して引き下げるといふことを提案するわけでございます。
以上で提案の理由の説明を終わります。(拍手)
○濱地委員長 松井誠君外二名提出の動議のとおり決するに賛成の諸君の御起立を求めます。
【賛成者起立】

○濱地委員長 起立多数。よつて、本案に附帯決議を付するに決しました。
この際、ただいまの附帯決議につきまして、政府の所信を求めます。館林農林政務次官。
○館林(三)政府委員 ただいま御決議いただきました附帯決議につきましては、政府といたしまして、十分にその趣旨を尊重いたしましたして、御期待に沿いたいと思ひます。

○濱地委員長 なおただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。
【異議なし】と呼ぶ者あり

○濱地委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。
【報告書は附録に掲載】

○濱地委員長 この際、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。
御承知のとおり、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等は、いずれも昭和四十一年三月三十一日をもって失効することになっておりますが、これらの事業の進捗状況等にかんがみ、それぞれ有効期限を昭和四十三年三月三十一日まで二カ年間延長することが必要であると認めまして、理事会の御協議により、ここに各位の御賛同を得て、お手元に配付してあるような案を起草した次第でございます。

起草案について別に御発言がないようでありまして、この際、本案につきまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣に対し、意見を述べべる機会を与えることといたします。館林農林政務次官。
○館林(三)政府委員 ただいま御提案になりました本法案につきましては、その趣旨につきましては、全く異存ありません。
○濱地委員長 おはかりいたします。
お手元に配付してあります積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案の草案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案といたしたいと思ひますが、これに御賛成の諸君の御起立を求めます。
【賛成者起立】

○濱地委員長 起立多数。よつて、本案は委員会提出の法律案とすることに決しました。

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案
積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案
積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部改正
積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。
第二条 急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和二十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。
第三条 湿田単作地帯農業改良促進法(昭和二十七年法律第三百五十四号)の一部を次のように

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案
積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。
第二条 急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和二十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。
第三条 湿田単作地帯農業改良促進法(昭和二十七年法律第三百五十四号)の一部を次のように

改正する。

附則第二項中昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。

第四條 海岸砂地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。

第五條 畑地農業改良促進法（昭和二十八年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

理由

積雪寒冷作地帯振興臨時措置法等による農業振興計画等の実施の状況にかんがみ、同法等の有効期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

この法律を施行するには経費を要するが、その所要額は、土地改良法等当該事業に関する法律の施行に伴う経費を含むものであつて、積雪寒冷作地帯その他各地帯ごとの農業振興計画の内容によつて定まる。昭和四十一年度において当初振興計画等の残事業量の五割程度の事業を実施するものとすれば、その所要額は、約九十億円程度の見込みである。

〇濱地委員長 なお、本法律案提出の手續等につきましましては、委員長に御一任願いたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〇濱地委員長 御異議なしと認めます。よつて、

第一類第八号 農林水産委員会議録第三十九号

さより決しました。

本会議散会後再開することといたしました。この際、休憩いたします。

午後一時十二分休憩

午後三時十三分開議

〇谷垣委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。赤路友蔵君。

〇赤路委員 これから、先日本会議で農林大臣から報告されました漁業の年次報告、俗にいわれる白書、これを中心にして、いまの水産業問題の主たる問題、こうした点で政府の所見をお聞きしたいと思つておられます。大臣の御出席は求めておりません。水産庁の行政の責任にある方々から御所見を承れたいと思つておられます。ただ、御答弁のいかんによりましては、また大臣の御出席を要求する場合がありますので、その点は申し添えておきます。

〔谷垣委員長代理退席、仮谷委員長代理着席〕

まず第一に、私は基本的な当局の考え方を尋ねておきたいのですが、漁業年次報告、あるいは四十年度に行なわんとする漁業施策、この漁業白書というものは、何のために出されるのか。この根本的な考え方、なぜ漁業白書を出すのかという、これをお聞かせおきたい。

〇松岡（憲）政府委員 一口に漁業白書といつても、中身は、漁業の動向に関する報告と、当該年度までに講じた施策に関する説明、それから新年度におきまして講じようとする施策、この三つに分かれておるわけでございます。沿岸漁業等振興法におきまして、この三つの報告書を政府は作成し、国会に提出する任務を与えられましたのは、沿岸漁業及び中小漁業につきまして、あつた限りの新しいデータによりまして、その動向を分

析し、沿岸漁業等振興法に基づいて政府が行なうべき施策、つまり、所得格差の是正あるいは生産性の向上に必要な施策を立てるにつきては、参考となるべき漁業の事情を明らかにするというのが、動向に関する報告の目的でございます。また、講じた施策につきましては、講じた施策がどういうふうに行なわれ、それが沿岸漁業等振興法の定める方向に向かつてどれだけの前進をしたかということの説明するものであります。講じようとする施策は、なぜ新年度においてこのような施策を行なうかということ、沿岸漁業等の動向と関連して明らかにすることが目的である、こういうふうに理解しておるのであります。

〇赤路委員 ただ、国会のほうでいろいろうらみきめられたから、そういう形においてその報告書を提出する、そうして施策をいふ、単なるそういう表面的な問題でなしに、私はいろいろうらみきめたい。間違つておつたら、間違つておると言つていただきたい。

私は、漁業白書というものは、政府の水産行政の反省である。昨年、一昨年、こういうふうになりまして、あるいは講じようとする施策計画、それと違ひが出てくるが、そのような違ひはなぜ出てきたか、こういう反省が私は当然なればならぬと思つておられます。同時に、長官が言われるような政策運営の指針となる。水産行政の反省であり、政策運営の指針である、これが第一。第二は、漁業関係者あるいは企業家、こういう企業行動の際における判断の資料になる。俗にいうところの、これが一つの手引きになる。これが第二である。この二つがこの年次報告といふものの意義だと私は思ふ。もしこれが無いといふことになれば、これは意味がないじゃないか、こういうふうには思ふ。だから、私は、やはり基本的にそうしたかまゝの上に漁業年次報告といふものがなされて、初めて価値が出てくると思ふ。その点、ひとつ私の考え方が間違つておるかどうか、端的に御所見を、簡単にけっこうですか、伺いたい。

〇松岡（憲）政府委員 ただいまお示しがありました

たような点、全く同様に理解いたします。

〇赤路委員 私の考え方にも御同調願えましたので、これからいろいろかまゝの上になつて御質問を申し上げていきたいと思ふ。

第一回の年次報告ができましたから、今回は二回目でありまして、したがつて、まだ十分とは言へません。しかしながら、第一回と比較してみますと、ちよつと本会議で同僚の松井議員が申し上げましたように、確かに大きく前進していることは認めざるを得ないと思つておられます。ただ私は、第一回のときにも申し上げたのでありますが、この国際漁業の動向といふものについては、第一回の報告では触れていない。この点を指摘しましたところ、大臣にそのことを認め、次回以降においては位置づけをするを答弁をいたしておられるのであります。ところが、今度の報告書を見てみますと、依然としてこの点は欠けておられると思ふ。

報告の第一節の一、昭和三十三年における漁業経済の一般的動向の中の中小漁業の生産動向で、部分的に若干触れているにしかすぎない。何か、大資本漁業といふことが適当かどうかかわかりませんが、大資本漁業の動向には全然触れない。事実どこを探してみてもない。たびたび言うことではあります。漁業全体を把握して、あるいは水産行政を進めていくという面では、資本漁業を無視し、これをたな上げして、一体政策といふものが出てくるのかどうか。そういう面では、やはりこの大資本漁業の動向といふものをしっかりと押えていかなければいけない。それと関連する中小漁業の問題あるいは沿岸の問題等を総合的に把握していかなければ、日本の水産行政はまともなものが出てくることは私は思ふ。だから、一年目は最初であつたから無理でしようが、少なくとも二年目になれば、もう少しこれは突っ込んで分析し、そうしてこれらに対する一つの方向を与えるべきではないのか。何か大資本に対して遠慮しているような気味がある。これははなはだ遺憾だと思ふ。その点、何かお考えありますか。

〇松岡（憲）政府委員 結論から先に申し上げます

昭和四十年五月十八日

と、私も同感でございます。沿岸漁業等振興法で定めておりますのは、沿岸漁業と中小漁業に関する動向の分析と施策のあり方ということでございまして、全体として、沿岸漁業、中小漁業を中心にして分析なり説明が行なわれておるわけでありまして、しかし、御指摘がありましたように、国際漁業といふか、大資本漁業といふよりも、国際漁業におけるいろいろな情勢というものが、特に中小漁業の場合、いろいろ直接の関連がございまして、マグロ漁業においてしかり、あるいは北洋の底びきにいたしてもそうでございます。それはある程度までこの動向報告で触れておられますけれども、しかし、何といたしまして、従来の漁業政策が、沿岸から沖合いへ、沖合いから遠洋へという形で外延的に発展しており、現在の段階はむしろストップがかかった状態、従来の漁業政策をある程度転換せざるを得ない状況にあるわけです。したがって、従来とてまいりました施策によつて、沿岸の漁業調整も、いわば沖合いへ押し出すことによつてある程度目的を達した、そういうことがこれから困難になるといふような面もございまして、基本において、沿岸、中小漁業といへども、国際的な動向と離れてはあり得ないというところはございまして、今後におきましては、できるだけ国際的な面につきましても施策に役立つように入り入れていく必要があるかと思ひます。

○赤路委員 それではその点はひとつそれにしておきまして、具体的な問題に入っていきたいと思ひます。

いまのと関連いたしますが、今度南水洋の捕鯨の件については、長官非常に御苦労願つたのですが、南水洋捕鯨をなぜ私が取り上げるかと申しますと、これは大体大手三社による操業でありまして、中小漁業にも、それからもちろん沿岸漁業には関係の薄い、むしろないといつていいような漁業であります。ただ私は、水産庁の指導能力でも申しますか、こういう面での点に触れておきたいと思ひます。南鯨は、ことしは代表の諸君の御努力によつて大体四千五百頭。これは議論があると思ひます。確かに日本の業者の立場から見るならば、四千五百頭でおさまり得たことは成功だろう。しかしながら、それを資源面から見たら、はたしてそれが正しいと言えるか、この点は問題があると思ひます。南鯨が年間一万五千頭から一万になり、昨年は八千になり、ことし四千五百頭になる、来年はもっと減少していく、こういう歴史落ちていく現象というものが、いままでも水産庁ではわからなかつたのか、政府ではわからなかつたのか。そんなばかなことではないと思ひます。わかつておるはずだ。どこかにこの南鯨の全体を含んでの欠陥がある、こう考へざるを得ないわけですね。ほんとうを言うならば、水産庁が資源の面から、経営の面から、十分これにタッチして、そうして指導をすれば、今日のような事態は私は起こつていないと思ひます。あまりにも放てき過ぎたと思ひます。もつと極端にいえば、相手の会社が大き過ぎるために、発言力がない、指導力がないということこれはあらわしておると思ひます。今日こういうような事態になつたのは、何と申しても、外国の捕鯨船をやたらに買ひ込んで、もつと言へば、計画性を持たないで、じゃん投資をして補充したというところに、大きな欠陥があると思ひます。それがこう毎年繰り返されておるにもかかわらず、これに対して指導をしなかつたというところに、私はこういう問題の出る大きな欠陥が伏在しておると思ひます。そういう面ではこれを一言言いたかつた。今度の御努力は、私は認めるのです。それで、業界のほうでも一応これでほつとしたというか、そういうことはわかるわけなんです。しかし、将来のことでもありますから、この際、十分こういう面はお考えおき願ひなければならぬと思ひます。もつと私は指導力を出すべきだと思ひます。そういう面では、大資本漁業に対する水産庁の指導力というものは非常に弱い。だから、資本会社の圧力に押えられてしまつておるといふ形をこの南鯨が一番よく示しておる。これではいけないと思ひます。

そこで、具体的な面に入りますが、七船団出ておるのですが、四千五百頭とすると、どうしても整理しなければいかぬ、そういう何か具体的なお考えをお持ちになつておられますか。

○松岡(亮)政府委員 従来補充をしまつた捕鯨船を急激に縮小する段階に入つたわけでございます。その間、水産庁事務局の指導力の不足という御指摘がございましたが、私も十分でなかつたという点は、まことに遺憾に思ひます。ただ、補充に際しましては、常に事務局といたしましては、むしろ反対してまいつておりました。いままら言いわけを申し上げても何ともならないことではございませぬ。

さて、今後の問題でございませぬが、来漁期問題四千五百頭といたしますと、どうしても二船団ないし三船団の整理を要します。これはやはり私どもとしましては、将来の見通しを立てながら、船団の整理をはかるべきものと思ひます。御承知のように、いま南鯨のための船団として未償却の資産が百八十億、約二百億近い資産を持っておりますが、その資産をいわば価値をなくすようなことではございませぬ。また人員の整理も伴うことではございませぬ。どうして先を見通した考え方に基いて、船団の整理をやつていかなければならぬかと考へるのでございませぬ。それから、来漁期は四千五百頭といたしまして、その次の漁期はどうかというところは、今回の特別会議におきましては、はっきり数字では定まらなかつたわけではございませぬ。文章で来漁期よりもさらに縮減するという程度の表現にとどまつたのでありますが、私どもとしては、四千頭程度を次の漁期に期待するといつたしまして、四千頭をいいたしまして、大体三船団の整理を必要とするのではないかと。したがって、来漁期四千五百頭といたしまして、その後の模様も考へまして、二船団にいたしました。三船団を整理いたしますにしても、その先の状態を考へると、一船団が暫定的に残るかどうか、その辺の見通しをよく考へてきめてまいりたい、こう考へます。

○赤路委員 そこで、ひとつこれは注文をつけておくれなうですが、いま長官が言われたように、おそろく来年はまた下がる、再来年はまた下がる、そういうような今後の南鯨の総合された見通しというものを立ててやる場合、ここで問題になるのは、企業者側の立場をまるまる私は無視するといふことはできないと思ひます。企業者側のほうには相当大きな資本をつぎ込んでやつておる。だから、ここでかりに四千五百頭になつたら、三船団整理するといつたしますれば、これは企業者の相互の間でも問題になりましようし、相当水産庁のほうでもこれに対する確固たる指導力が必要と思ひます。問題は、これを整理することによつて、他の漁業に影響を大きく及ぼすような整理のしかたをやつちやならぬといふことですね。もちろん、それは企業者側にとつてみれば、非常に大きな打撃になるでしょう。しかしながら、それを転換することによつて、中小漁業の場に大きな影響が及ぶとすることでは困るわけなんです。従来、ともするとそういうような結果があらわれてきておる。この点は十分ひとつ注意をせられておる。この点は十分ひとつ注意をせられておる。これは営利でもありませぬし、損をするといふことは何と申して大きな痛手ですから、何とかつじつまの合うような、採算の合うような方法にしたというところは当然でしょう。ただ、くどく言うようですが、そのことはそのこととして別途何かの方法を考へるにしまして、転換そのものが他の中小漁業に大きな悪影響を及ぼすようなことをやらないように、この点だけはひとつ御注意をお願いしておきたい。

南鯨の面に入りましたので、私は、ここで少し問題が法律的な面になります。国際海洋法に関する日本政府の意向、その態度、これをお聞きしておきたいと思ひます。私が言うまでもありませんが、公海に関する条約は三十七年九月三十日ですが、すでに発効をいたしておられます。また昨年、大陸だにに関する条約が効力を見たわけ

あります。もちろん、日本はこれに対して批准をいたしておりません。批准をしていないからそういう条約は無視してよろしいということではないと私は思うわけですが、もし国連で審議され、そうして批准されて発効したこの条約を、日本が批准してないから無視するんだ、かつてにやるんだ、こういふようなことになるならば、私は、国連加盟というものは意味がないと思う。ところが私は当局の方々の非常にもうかしこいところだと思ふ。なお、あと残された領海及び接続水域に関する条約、漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約、この二つにいたしても、おつつけこれは批准され、発効するだろうと思ふ。そうした事態が前にきておると考えなければいけない。昔のような状態ではない。国際法典のもとで秩序ある操業をやつていかなければならぬ。こういふ中での、日本政府は一体これに対してどういふ考え方で対処していくのか、これは非常に大きな根本的な問題だと思ふ。本来ならば外務大臣に聞きたいのですけれども、外務大臣に聞いたかどうかと思ふので、行政の責任のあるあなたの方から、確実にこうだという割り切つたお答えはできぬかもしれないが、少なくともこう考へるぐらいのことは御答弁できると思いますが、いかがですか。

○松岡(亮)政府委員 ももちろん、この問題につきましては、最終的には外務当局からの見解をただしてもらうのが筋合ひでございますが、漁業問題をあずかります私どもは、古典的な公海自由の原則といたしまして、古典的な公海自由の原則というものは、古くから公海自由の原則としてまいりましたと思ふので、公海自由の内容にありまして四つの自由は、いまでも現存して、四条約のうち公海に関する条約におきまして、国際慣行として確立されておるわけでありまして、いわゆる古い形の、公海においては何でもやれるという意味での自由は、すでに古典的なものとして、われわれもこれを主張すること

はできない問題と存するのであります。そこで、この四条約のうち、現在未発効のものには漁業及び公海の生物の資源の保存に関する条約のみでございますが、他の三条約はすでに発効しておるわけでありまして、そのうち、大陸だにに関する条約につきましては、私もかなりまだ異論がございます。しかし、そのほかの二つ、領海及び接続水域に関する条約、公海に関する条約につきましては、むしろ最近の情勢におきましては、漁業の面から見まして、漁船の性能が非常によくなり、漁労の能力が高まつておる今日、従来のような国際規制がやや形が変わるのやむを得ないといふこともあります。政治的にいいますならば、低開発国が純々と沿岸の漁業にも進出する状況でございますから、日本がこの四条約を全体として加入しない、あるいは批准しないという形では、何か国際的に一つの孤立したような考えを持つては、必ずしもとるところではないのではないかと、いふこと、差しあたり領海及び接続水域に関する条約、それから公海に関する条約につきましては、既存の国際慣行をそのまま文化したものでございまして、できるだけ加入する方向で考へる。日本も同じ基本原則に立つた立場に立つたほうがよいのではないかと、いふように考へてつづいてあります。

○赤路委員 いま長官の言われた古典的な公海の自由の原則、その古典的なところ、ちよつと問題があると思ひますが、私は、公海の自由の原則というものはあくまでも強く主張する。相手国との間に話が出てきて、たとえば今度の日韓の間にある共同規制区域、そういうようなものは、公海であるが、条約上話し合つておるから、それはお互いに自由という形ではなしに、条約上のものとして守つていく。少なくとも公海自由の原則といふものだけははっきり確立していく。この線を私はゆがめてはならぬと思ひます。

ル説をとつております。で、現在三マイル説をとつておりますのが大体十三カ国、ちよつと調べてみましたら、一九三〇年のヘーグの法典編纂会議で領海三マイル主張国は十八カ国、十二マイルはただの二国、これはソ連です。現在三マイル説は十三カ国だが、十二マイル説が三十四カ国であるわけですが、この状態で進みますと、近い将来あるいはまた新しく国連へ入る新興国は大体十二マイル説をとつてくるだろうことが予想されるので、大体推定いたしますと、四十四カ国くらいになる計算になる。こういふような世界的な動き、これはやはり無視するわけにはいかぬ。特に日本のように世界のあらゆる海を漁場にしてやる場合、この世界的な動向といふものを無視してはやつていけないと思ふ。戦争前のような軍艦を背景にしてやるような漁業じゃない。これから、何といつても相手国とも手を握り合つて、そうしてその中で日本の漁業といふものを伸ばしていかねばならぬ。こういふような事態にあると思ひます。ゆえに、この問題は相当真剣に取組んでいただくなければならぬ。いま諸外国へ行つて問題をよく起こしておる、たとえば領海侵犯であるとかなんとも出てまいりますが、これは、やはり三マイルという古典的な、古い固定した概念が漁業者にもずつと入つておるわけですが、まだなかなかそこからは出ていない。三マイルといふのが頭へこびりついてしまつておる。

○松岡(亮)政府委員 パートレット法につきましては、短く端的に言つていただきたい。松岡(亮)政府委員 パートレット法につきましては、当時民間におきましては、大日本水産会から向こうの国会方面へ対して日本の考え方を説明し、また外交ルートを通しまして、国務省に對して日本の見解を明らかにいたしました。その成立をできるだけ阻止するようにやつたのであります。御承知のごとく、パートレット法は成立し、施行されるに至りました。日本としましては、大陸的な条約には加入しておりませんが、またタラバガニを大陸的な資源として認める立場にございませぬから、一面において北米沿岸において日本の漁船がタラバガニを捕獲しておることは事実でございます。そこで、紛争を避けるということとタラバガニ資源の前途に對しては、若干の危惧もございまして、タラバガニ資源の保護ということを目的として、パートレット法とは、あるいは大陸的な条約とは別なものとして、交換公文によりまして、タラバガニの漁業に関する米国の申し合ひを行なつたわけでございます。

○赤路委員 もう私が言つてもないのですが、パートレット法はさかのほつていきまして、昭和二十七年のトルーマン宣言とつながつてくる。同時にまた、国連の大陸だにに関する条約とも関連を持つ。結果は、アメリカ側の外国漁船に対する一つの施策といひますが、外国漁船に對する魚をとらさないようにしようというそれだと思ふ。率直にそうとしか考へられませぬ。当然これに對する対策あるいはこれと関連する諸般のものをちゃんと考慮の中に入れて、これに對するしつかりした対策が立てられなければならぬ。今度米ソ、タラバガニ協定が結ばれた。その中には「タラバガニは大陸だにに關する条約第二条の規定に従ひ沿岸国が探索及び開発の目的のために資源的權利を有する大陸だの天然資源である」とうたつておるわけですが、そうすると、アメリカとソ連がタラバガニ協定を結び、タラバガニは大陸だに條約にもいふ天然資源である。したがつて、こ

次、それと関連いたしましてお尋ねいたしますが、かつてアメリカのほうで俗にいうパートレット法が成立した。大統領はこれに署名をしたのですが、そのとき私は驚いたのですが、これに對して何か手を打つたか、現在これに對してどう対処しつつかあるか、この点あまり長くないように、短く端的に言つていただきたい。

これはそれぞれの沿岸主権国がこれを開発すべきものであるし、権利がある、こういうことをいっておるわけですね。これは米ソ兩國の協定なんです。この協定の後であります、今度日ソ漁業の話し合いがなされたときに、この問題はソ連側のほうからは持ち出されていらないように私は思います。どういふ含みがあるのかわかりません。しかしながら、一応西カムにおけるカニの漁獲量は少なくなつた。プリストルにおけるカニの漁獲量は少なくなつた。これは一年だけの問題でないのです。最近のアメリカの下院議員の発言等から見ると、非常に重大になると私は思ふ。日本漁船が公海上でのプリストル系紅ガザケ漁を開始するならば、米漁民会議は、六月一日を期し、全米で日本品ボイコット運動を展開する、こういうことをアメリカの下院議員は発言しておるわけですね。単にタラバガニだけではない。サケにまで及んできておる。こういう事態が次から次へ起こされてくるわけですね。これに対して政府はやはり前向きで取組んでいかなければ、たいへんなことになると思ふ。北太平洋の公海漁業に関する国際条約、すなわち、日米加漁業条約ですね、これは昨年の六月十二日が条約の期間ですね。このときに、私たちは、まず廃棄せよ、そしてあらためて改定をせよ、廃棄して新しく条約を組み直せ、これは不平等条約の最たるものだ、公海自由の原則を踏みにじつて、西経百七十五度で線を引いておる、われわれはたびたびこれを主張した。これが残つておる。しかも、ずっと継続的にこう見てくると、いまアメリカの下院議員が言つておるのには、アメリカ系の紅ガザケが西経百七十五度からまたこちらへ来ておる、だからこれをもうと広げろ、こういうようなことを言つておる。そういう交渉を日本は受けて立つて話をしていられるようなんです。過去から今に至るまでの間のいろいろな条件というものを一つ一つ積み重ねてやってくる、弱い考え方をやめたといふことですね。こちらが少しは骨節のあるところを出さなければ、どうにもこちらにもならぬところへ押し詰められている。

アメリカの属国じゃないのですからね。こういう面に対しては、もう少し毅然とした態度で向かつてもらなければならぬと思ふ。なるほどいろいろむずかしい面はあると思ふ。私も、アメリカの資源を維持するための諸施設、そういうものをかけてやっております。しかし、これはいろいろ考えようがあると思ふ。アメリカのものだということになれば、アメリカのあの近海におるものは、何もアメリカ人がつくつたものじゃないはずなんです。もう少しこういう面でははつきり主張すべきものはほとんど主張する。そして不平等なものはそのほとんど切りかえていく。もつと独立性、自主性のあるその対決方法をとていきたいと思います、今日の日本の国際漁業といふのはますます追ひ詰められて、やめていきにくくなる、こういうことを私は考へる。その面ではいかに弱い。弱いという以外にありません。もう少しこれに対する何かお考え方があれば、ひとつ承つておきたいと思ふ。

○松岡(亮)政府委員 最近におきまして、沿岸国優先の思想が非常に強まつてまいりました。むしろ、沿岸国優先の主張は、低開発国の切実な要求もあるところがございます。そういった低開発国の希望に対してある程度の理解を持つ必要がありませんが、米国のような大國ないしソ連のような諸國との関係におきましては、われわれとしましては、最近の情勢を十分見きわめまして、あまり固執的な動向といつたような動きをしないと同時に、われわれの正当な要求に対しましては、これはアメリカ力に対しましては、ソ連に対しましては、強く主張すべきものと考えるのであります。

いま問題になりましたプリストル系の紅ガザケの問題につきましては、再三米側から、百七十五度以西の紅ガザケについて、こちら側の自主的規制を要望してまいつておつたのであります。現行の日米加漁業条約からいたしまして、こちら側で規制をするといふのは不当なものである。むしろ、日本が改定を要求しておりますような公海

における共同規制ということであるならば、アメリカ側と協調して、紅ガザケ資源について一そり積極的な態度で臨む意図がある。しかし、自発的抑止という原則を置いて、その自発的抑止のラインの外側において日本に対してさらに追加的な規制を要求するといふことは、絶対に認めないといふことで、われわれとしてはかたく拒否してまいつたわけでございます。その結果もあり、また昨年のオタワ会議におきまして、条約改定交渉で米側が多少譲歩したといふような印象が米國漁業界にあるのかと思われませんが、その巻き返しといふようなねらいもあつて、現在、マグナソン、パートレット両上院議員が出ておりますような法案が出され、また日本商品ボイコット運動が起きておるといふように理解しておるわけでありまして。

○赤路委員 ただ、政務次官、考へておいていただきたいのですが、いま長官から話があつたのですが、これはそれそれものの解釈のしかた、握り方によつて違ふと思ふ。いまの日米加漁業条約がもう期限が来た、これをどうするかといふので、交渉しておるわけですね。現在もなお統括しておるのでしよう。何か交渉しておる。交渉しておるが、率直に言つて、これは外務省が主体になるか、水産庁が主体になるか、わからぬのであつて、交渉に積極性がない。腰がすわつてない。これはもう明らかなんです。やつていられるようにならなければならぬ。いまの段階では、だから、相手から軽く見られる。びしゃっびしゃつと次々に手を打たられる。こういう事態に私はあると思ふ。この点はよく考へてもらわなければならぬ。同時に、先ほど来言つたラバカニは、長官もおつしやつたように、大陸だに關する条約の天然資源ではない。私は天然資源でないと思ふ。あの条約にいう天然資源といふことになれば、定着していなければならぬ。固定していなければならぬ。移動すべきものではないはずなんです。法文上からいけば、これはいろいろ解釈のしかたはあるでしょう。しかし、これはアメリカが言うようなソ連が言うような、そういう天然資源でない

こちらが言う限りにおいては、それに対する科学的なものを出していかなければいけない。これはやつておられますか。

○松岡(亮)政府委員 大陸だな条約による大陸だな資源は、大陸だに定着する生物資源という定義でありますことは、お話のあつたとおりであります。これについては、もちろん法理的な面での論争もやつておるわけでありまして、科学的な面でも、日本としましては、水中テレビでタラバガニが移動する状態を撮影したり、これは必ずしも成功ではなかつたのでございますが、そういう生物学の資料に基づきまして、米國側の主張に反論をしておるのでございます。しかし、米側もやはりある程度の生物学的根拠をもつてやつておりました。この議論はなかなか決着を得ない。したがしまして、法理的にも生物学的にも、日本はタラバガニが大陸だな資源ではないという立場を留保して、取りきめを行つておる、こういうのが現状でございます。目的は、むしろタラバガニ資源の保護をはかるのを急ぐ必要があるということでございます。

○赤路委員 その問題はその程度にしておきます。それからいまおつしやつた資源問題、これに少し触れておきたいと思ふのですが、これはやはり古い日本の漁業界といふか、もう最近はそのういふのはなくなつておるだろうと思ふますが、どうも漁業者の中には、魚は海さえあれば無尽蔵にあるような錯覚をいいますか、錯覚があるように思われるわけなんです。そういうものではないのであつて、やはりよく言われるように、歴年それぞれ安定操業をやつていくといつた上にならなければ、資源をどう維持し、培養するかのことが、一つの大きな問題だと思つておるんです。これはもちろん全世界的な問題だと思つておるんです。日本だけではありません。各国ともそういう事態に対処していなければならぬと思ふんですが、特に名実ともに世界一だと誇稱する日本においては、この点にもつと大きな関心を持たなければ

ればならぬのじやないかと思われかねません。ところが、御承知のとおり、水産資源保護法がある。水産資源保護法があるが、これはいろいろな障害があるものに対して具体的に発動をしたことにはない。それは水産庁が弱いということかと私は思う。また、水産に加重を与えるような他の面の力のほうが強い。そのためになかなか発動し切らないで、今日に来ておる。私は、やはりこの際思い切つて、沿岸を中心とする資源の維持培養という点では、そういったあるべき法律を一〇〇%生かしていくという強い態度を持たなければならぬと思ふのです。これは保護水面をどんどん拡張していく、指定をどんどんふやしていく、やり切りですか、そういう御意思ありますか。

○松岡(元)政府委員 水産資源保護法の運用が必ずしも十分でないことは御指摘のとおりでございます。現在まで保護水面として指定したものは主として貝類でありまして、アユの保護のために藻場というものが若干行なつておりますが、まだまだせつかつく法律が生かされてないという点では、私どもも遺憾に思ふのであります。最近におきまして、この水産資源保護法を活用するために、水質基準をきめまして、水産資源保護法の規定による都道府県の漁業調整規則の運用に一つの基準を示すというようなことを行なつたのでございませぬ。目的が十分達成されてないことは、まことに遺憾でございます。今後、水産資源保護法に限りませんが、資源保護のためにさらにくふうを加へまして、強化してまいりたいと思ふのでございませぬ。

○赤路委員 長官、これは「昭和四十年年度において沿岸漁業等について講じようとする政策」ということで、特に沿岸漁業というところに重点を置いておられる。これは三十九年のものもそう、四十年のものもそう、だから、このことは、先ほど長官が触れたような、沿岸から沖合いへ、沖合いから遠洋へという戦後の日本の水産行政の柱、これをやってきた。その間、沿岸漁業に対する施策がやや軽視され、等閑視されたことは事実。これを何と

でも漁業内における格差を縮める、また、漁業とその他の産業との格差も縮めていこうというので、沿岸に対して大きく力を集めていこうというのがこの一つのねらい。それだけに、沿岸の魚族をより培養していくということが考えられなければならない。ところが、現実には、逆にならぬ。とんぼの池、いわゆる高度成長のために漁場がどんどん埋め立てられていく、あるいは汚水がどんどん流される、こういう事態にあることは事実なんです。であればこそ、今度政府のほうでも、公害防止事業団というふうなものをつくることになつた。それで公害をなしていき、こういうことなんです。ところが、この公害防止事業団では、一番大きな被害者である水産側はまるでどこにおるか、いないんだ。だから、外のほうから漁業関係は軽視される、内部からは大きな突き上げがないということになれば、漁業者は踏ん張りけつたりということになる。だから、もつと資源を維持培養するということ、こういう面では、あるべき法律を生かしていく、もつと積極的にそれだけの面に対処をしていく、こういうふうな態度を今後とももらいたいと思ふ。これは希望です。

そこで、この資源と関連いたしますが、サケ・マス人工化放流、これはかなり進められておるわけなんです。確かに、以前からいたしますと、これは大きくなつておる。ところが、ちよつとどうにもふに落ちないのは、自然に川に遡上するサケ、遡上する川が少なくなつてきている。これは北海道はもちろんですが、内地をも含めて、これに対しては何か対策がありますか。要するに、サケの親魚が遡上する川の敷というものが少なくなつてきている。そのことは、やはり全体として減少していくということにならうかと思ふのです。これに対して何か対策を立てられておられますか。

○松岡(元)政府委員 サケ・マスの遡上が少なくなり、あるいはそういった川が減つてまいつておるわけですが、これは奥地の開発が進むと

か、それによつて水質が汚濁するというふうな原因がかなり働いておると思ふのであります。これについては、もちろん水質二法によりまして指定河川として調査し、指定をやり、水質基準を定めて排水規制等を行なうように進めておられますが、やはり水産資源保護の面からも、同様に産卵水流面を保護するという必要であらうかと思ひます。また、原因として、沿岸において雑網等によつてかなりとられてしまつていふようなこともあります。それらに対する対策も、これはまだ検討中でございますが、進めていく必要があらうか、このように考へておられます。

○赤路委員 検討中というなら、それでいいです。それではもう一点聞きますが、大体北海道で遡上する川というのは、もう日本海岸のほうでなくして、オホーツク海のほうが残されておるだけなんです。あるいは内地にいたしましても、ずつと見てまいりますと、東北の太平洋岸のほうでは、やや量的に多いと思われれるのは津軽石川ぐらゐのものです。そこで、ただ一点お聞きしたいのは、先ほど言うように、川の奥地が荒れられますね。要するに、開発がどんどん進んでくる、ダムができる、あるいは川底が荒れてくる、いろいろな現象があると思ひますが、川が荒らされると、遡上がなくなつてくるということ、これはもういままでの資料からはつきりしていることなんです。そうすると、川が荒れないようにということが一つの大きなポイントになる。その場合、現時点において、この川はサケの資源維持をするための重要な川であるからというので、荒らさない、ように、開発をむかひにしないように、その周辺を保護設定をした、あるいは森林の保護設定、あるいは流域の保護設定、こういうふうなことをやつたことがありますか。

○松岡(元)政府委員 まだそこまでの施策はやつておりませぬ。

○赤路委員 それではもう一点お聞きます。十勝川が昨年の約倍、昨年は大体十一万余り

あつた。ことしのは二十六、七万上がつておると私は聞いておる。倍以上上がる。倍以上この十勝にサケが遡上した原因は一体何なのか、これはどういふふうな推定しておるか。推測でもよろしい。原因がはつきりわからなければ、なぜそれが上がったのか、それだけでもよろしい。

○山中説明員 はつきりした原因はわからないのでございますが、十勝川に例年に比較してことし非常にたくさん上がった理由は、北海道の温度が低かつた、あるいは奥山の雪が非常に多かつた、雪解けの水が豊富であつた、川の水量が豊かになつた、北海道あるいは内地の奥山日側におきまして、従来サケの遡上あるいはマスの遡上は良好であるということ、はつきりしたデータは持ち合せておりませぬですけれども、経験的には言えることだと思つておられます。

○赤路委員 それを言つてもらいたかつた。それが私が言いたかつたことは、いま言うように、水温が低いということ、それから水量があるということ、このことが、川へサケが上がつていくという原因なんです。私もしろうとだからわからぬが、水量が多いと、ずつと海の中へ真水の延びる距離というものは長いはずなんです。だから、サケが乗りやすいという現象が出てきている。これは水量です。もう一つは、いまのおっしゃるようなあれですね。岩手県の閉伊川が当然上がるべき川だと思ひながら上がらないのは、入り口にラサ工業の工場があり、あれの排水が温度を高めておるといふことが原因だと思ふ。そこで、私がこの答弁をいたしたかつたのは、水量が少なくなると、上がるのが悪くなる。だから、川の水の量をどう維持するかということが非常に大きな問題になつておる。津軽石川を私見てみました。ちよつと川の上流と下流との中間が全部干上がつてしまつておる。川底へトラクターが入つて、砂利をとつておるのです。それで、伏流水になつて水温が下がるから、津軽石川はサケが遡上する、こういう現象だと思ふ。そういうものをやはりつくり上げ

ていくといえますか、そういつたものを保持して、少なくとも荒らさない、そういう措置が積極的にとられなければいかぬと私は思う。それが、この前からやっておりますえつけ放流は、まだことしのもではないかと思ふ。来年あるいは再来年になれば、えつけ放流の結果が出てくると思ふ。それと相まって、そういう措置をとっていただく、ならば、ある程度これはすつと伸びてくると思ふ。あなたのほうからいただいたこの資料で見てみますと、三十八年の親魚の採捕量と放流した魚数を比較してみますと、歩どまりは六百七十四分の一である。こういうことをやはり考え、そうしてこの歩どまりをよりよくするために、はどうかあらしめるべきかというのを考えていきたい。これはわずかの金の問題じゃありません。この点をひとつ十分今後の研究のあれにしたい。どうしたい、こういうふうに思ふ。

そこで、もう一つお尋ねしますが、これは私もうかつでありました。サケの養殖というのは、人工ふ化したものを放流するまでの間のえつけをしておるのをサケの養殖と実は考えておつた。ところが、そうでないサケの養殖をやっておる。そこで、国会図書館のほうの御協力を得て、世界的にこれがどうなつておるかというので、調べていただきました。ところが、いまのところは世界的にありません。サケの養殖をやつておるのは日本だけである。

〔飯谷委員長代理退席、谷垣委員長代理着席〕
私は岩手県の大船に行つてきました。これを一応見せてもらったわけでありましたが、これは四年前からふる屋のおやじがやつておるのです。私が行つたときは、先生、家庭争議を起こしましてなつて言つておるのです。ところが、四年間も世界にないサケの養殖をやつておるのに、水産庁は一体何をしておつたのだ。これに補助、助成でもやりましたか。やつていない。世界的なものなんです。民間人のやることであつたらはうりつぱなしというふうな考え方ではいかぬと私は思ふ。もちろん、私は、これが経済的に採算がとれるとかな

んとかというところでなしに——これはなかなか経済的に採算をとるといふことはむずかしいと思ふ。しかし、少なくとも養殖したサケで、雄のほうから精液をとつて、卵にかけてふ化しておる。こんなことは世界中どこにもありません。そういうものをおつた。これは民間でやつておるのだからほつておくといふことは、私はどうかと思ふ。水産庁の諸君の頭の動き方を私は疑わざるを得ない。どうです、何かありますか。

○山中説明員 お説の大船の例につきましては、水産庁の調査研究部あるいは漁政部のほうで見学に行つた例もございませう。きわめて珍しい、けつこうな事例だといふふうに考えておられます。それを率直に申し上げますと、ヒントにしていろいろおかしいのですが、もう少し経済ベースともからみ合わせた研究をしたいといふところで、来年度から東北のほうの海の中や深いところでも、その水温が低いわけでございますから、そこで、その水を利用したサケの養殖、これを実験してみたいといふふうに考えておられます。ただいままでそういう篤志家のものに補助ができませんでしたが、これは役所のいろいろ補助要項その他でなかなか出しにくいかつこうになつておりました。まことに遺憾なことだと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 大船の篤志家の研究につきましては、私も最近聞いたのでございませうが、いままでの成果を水産庁の担当官あるいは県等から調査に行つたところによりまして、確かに私もいろいろ研究でございませうが、淡水を井戸水でもって海水と中和させて温度を下げる、それからえさのやり方については、いわば科学的なえさと肉との関係が検討されないのでおるといふような点にいろいろ不満もあるようでございます。しかし、これは非常にもしろい研究としまして、われわれも今後十分注目してまいりたい。それと、いま漁政部長が申されました同じ性格の研究を実はもう多少水産庁関係でやつておるわけですか。というのは、いまの大船の人の研究は、人工的に井戸水などを使つてやつておるわけですが、これは水温

を低くするために、夏季においても二十度以下に水温を保つ必要があるといふことでやりますと、むしろ、海の深いところを使つたほうが大量に養殖する上ではよいのではないかと、実、宮城の試験場でそういう研究をやつて、多少サケを大きくした写真もできておられます。そういう試験研究もございませうので、できればことしの予算あるいは来年度の予算におきまして予算化して、もつと半産業的規模の試験を行ないたい、こう考えておられます。

○赤路委員 あなたの言ひことはわかるのだが、私の言つておることは、少し違つたわけだ。要するに、民間の研究家がほんとうに自分の一切のものをなげうつてやつておるものを白眼視してはいかぬ。これを私は水産庁のほうに持つてほしい。いままで二、三それとは違つたが、私は聞いておるわけだ。水産庁自体が研究をし、進めていくことはもちろん、民間にあるそういうような研究家をやはり育成していく、そうしてそれのいいところをどんどん吸収していく、これでこそ科学的に伸びていくわけだ。そういう点に対する配慮が足りな過ぎる。四年間も民間人が一生懸命になつてやつておるものを、いまから私たちがここでやりますとやつても、いまから私たちがやつておるもの、それらに私たちがやつておるもの、それは海岸から五十メートル離れたところに井戸を掘つておる。それで揚げておるのは海水なんです。井戸に入つてくるから、海水がその間海から直接とるのでなく、温度が下がつておるわけだ。津軽石漁業協同組合がやつておるのは、淡水魚です。一年間これはもう成功しておるわけだ。だから、私は、政府自体の手でやつていただくことはもちろんだが、こういう民間の研究家を見殺しにしないようにしなさい、もつと育成することを考えなさい。考えていただく、こういうことを申し上げておるので。

それから私は、同じく試験問題に關連してお聞きしておきたいのです。きょう新聞を持つてこなかつたのですが、前々からある話ですが、マグロなんです。漁業白書の中にもこの点に觸れて、カツオ、マグロ、まき網、底びき漁業については、向こう三年間調査をして必要な対策を立てると、こううたつておるわけだ。それはそれでいいでしょう、ややのんびりしておられますけれども、マグロなどというものは、もう当面行き詰まつてしまつておる。三年間たつたらどうなるか。しかし、それは言ひません。それはおやりになつてけつこうですが、いま当面ここでどうマグロ漁業をするかといふことは、これは大きな問題だと思ふ。過去のことは私は言ひない。こういうような事態になつたといふことは、われわれにも一つの大きな罪があるわけだ。いままで政治家もつとこれに対して真剣に取つ組むべきであつた。あるいは業者自体も考えなければならなかつた。しかしながら、より当面の責任者である水産庁としては、いまの時点において真剣にこれに取つ組む必要があると私は思ふ。調査資料をもらつてこれを調べてみたのですが、三十七年、三十八年、三十九年は大体五十三万五千トンから三十三万トン、ところが、漁船のほうは三十八年から三十九年にかけて六万四千トン、隻数にして千七百隻ほどふえておるわけだ。もちろん、近海カツオ・マグロの関係もあるでしょう。いずれにしても、ここ三年間は漁獲量は五十三万トンのところで大体横ばいになつておる。ところが、トン数、隻数がふえるといふことになれば、これは当然一隻平均の漁獲量は下がつておるといふことなんです。これは経営に對して非常に大きな問題が生じてくる。これがいま一番問題の焦点になつておると私は思ふ。これをどう取り上げていくか。ただきょうちよつと新聞を見てみると、大体ビンチョウが十三万七千トン、その中で、三万トン程度を保管して国内消化に充てる、そうすると、あとは大体対外的に勝負がつくから、何とかマグロ漁業といふものはやつていけるのじゃないかといふ、これは

日経連のほうの考え方のようです。このことは、前から私も聞いておった。問題は、それでいいのかということ。これは日経連日本産物連合会という一つの団体、これは全部業者が寄った団体ですから、業者が寄ってやる場合は、できるだけ自分たちの被害のないように、何とかその中でやっていたりするように考えることは当然だ。そうしていろいろ協議をした結果が私はこれだと思つて、これは私は聞いておりません。ただ新聞をちよつと読んだだけですが、これだと思つて、私が水産庁に聞きたいのは、それでいいのか。今日、マグロの船状といふか、大きな駆機にきておると私は思うのだが、それで打開できますか。それでやれるという自信をお持ちになりますか。この点をお聞きしたい。

○松岡(亮)政府委員 マグロ漁業の不振の原因につきましても、いろいろ考えられると思うのであります。確かに数年前に漁船の数を二万トンばかりふやしたことがございます。これがどれだけ響いたか、必ずしもはつきりわかりませんが、漁獲量が比較的安定しているのに、漁獲努力量はふえてきたということも、一つの原因だろうと思つてます。それから労賃が上がつてきておる。居住性の悪い漁船でございますから、特に労働者の労働条件を改善しなければならぬのもちろんでございますが、そのコストは事実上は上がつておる。それから輸出の値段がさえない。いろいろな原因が重なつて、今日のマグロ漁業の不振をもたらしているかと思つておる。先ほど三年間調査をした上でいろいろお話がございましたが、これは中小漁業対策一般として、まき網、底びきを含めて調査した上で、許可の一斉更新等の際に備えて、さらに再検討するという意味での調査でございますが、私も私も、マグロ漁業の現状は、もちろん、これは政府がやるべき筋合いかどうかということに多少問題がござりますが、とにかく現状を明らかにして、やるべきことはやらなければならぬというたてまえから、実はすでにかなりの審議が進んでおるわけでありまして、漁業

の省力化懇談会をつくりまして、専門家に由る省力技術の検討をしてもらつたのであります。これはかなり好評を博して、直ちに実用化できるような成果があつておるようでございます。それから明日、あさつて、別な、これも専門家でございますが、そういった技術的な面だけでなく、経営的なものも含めた専門家の懇談会を新たに開催いたしまして、いわゆる業界代表的な意見でなく、むしろ専門家として、マグロ漁業を經營なりあるいは流通面でもどう考えていくかということの自由な意見をかわしながら、その中からわれわれとしてもよい施策を考え、やるべきものを実施に移してまいりたい、こう考えております。

○赤路委員 なかなかむずかしいことなんだが、私が冒頭に南極問題を取り上げたときに申し上げたように、水産庁としてはいろいろむずかしい点はあるだろうが、ほんとうにいま危機に当面しておる日本の漁業、特にマグロはその最たるものなんだが、これに対処する場合は、よほどの強い決意と積極的なかまがなければはやれぬと思つて、まことに私は言いくいことをむき出しに申し上げてすまぬと思つて、大体従来の水産庁のあり方を見てきて、ときどき感ずるものは、上層の諸君は一年半か二年でかわつておるのです。自分の在職するときは何とかが問題がないようにという考え方でよくなくなつていきません。思い切つてやつてもらわなければならぬと思つて、いまのあなたのおやりにならうとすること、それはよくわかる。そう私がいまここでしゃべるように無鉄砲にはやり得ますまい。その点はわかる。ただ、一つ一つ調査をし、研究をし、ものを固めなければならぬというふうなことは渡らなければならぬ。そのところをよほどしっかりしていかなければならぬと思つておるのです。

そこで、率直にお尋ねいたします。資源と労働と經營の三者、これが問題ですね。經營的に成り立たなければいけない。資源を十分保持するといつたつてむずかしいのだが、資源を維持培養し

つ、その中で經營が成り立つていく。同時に、労働がこれに伴わなければ意味がない。この三つを一体にして踏んまえて、現時点を考えて、総トン数が三十八万七千トンですか、それを踏んまえて考えたとき、現在のままではいけない。私は率直に言つて、十三万七千トンのピンチ・ポイントがとれる。これは一つの方法であらう。しかし、それによつて解決がつかぬと私は考えない。思い切つてここで、ある程度のトン数、隻数をたな上げするといふようなことを一応検討してみることがあるかと思つて、その点はどうか。率直に検討するかせぬか。

○松岡(亮)政府委員 業界の内部におきまして、実質減船をやらなければならないという声がかつておる。私も私も、減船の問題は実にむずかしい問題であると思つておる。しかし、これは検討を必要とするものであると思つておる。○赤路委員 かつて北洋の独航船、これは廃業したときに、業者が寄つて補償を年賦払いにしておる。この方式はおそらくマグロのいまの現状ではとれないと思つて、何かを考へていかなければならぬ。この点ひとついませぬ。○松岡(亮)政府委員 これは検討の材料になるかどうか。海別に操業をやらしめる。たとへば近海カツオ・マグロは北緯十度、この線から南へはおりてはいかぬ、こうなつておる。あるいは形に太平洋、大西洋は大西洋、インド洋あるいは近海、これはどういふふうに分するか。わかかりませんが、一応海別に隻数、トン数をきめて操業をやらしめるということが考えられるかどうか、検討の資料になるかどうか、この点ひとつ……。

○松岡(亮)政府委員 これは率直に意見を言ひたい。水産庁の中にもあります。私は検討に値する考えだと思つておる。私自身の考え方を申し上げますと、逆なのでございます。むしろ、あまりめんどうな条件はできるだけ今後廃止した

ほうが漁業を健全化する上にいいであらう、これはまだしかし結論ではございせん。私は率直に感じしております。

○赤路委員 非常に具体的な問題で、これはきょう一日かかつておつてもなかなか済まぬことですが、大体大まかに押えていきますが、中漁番の近海カツオ・マグロに対する管申に、これは大型化をやらたつておるわけですか。これに對してどうお考えになりますか。

○松岡(亮)政府委員 先ほど来のお話がございましたように、マグロの資源の状態、漁獲率の状態からいたしまして、近海の三十九トン九十九型をさらに大型にするといふのは、現状からしても、ますます經營の困難を来たすゆえんではないかと考えております。

○赤路委員 最近三十九トン九十九型の近海カツオ・マグロの業者が寄つて、現在規制されておる区域を適用するのは延ばしてほしいという陳情があるわけですか。これと、元般発表されました海上保安庁の白書に、三十九トン九十九型の海難事故がばかにふえておるのです。これとの関連を十分考へてみなければならぬが、そういうことを考へて御検討中であるかどうか、この点いかがですか。

○松岡(亮)政府委員 三十九トン九十九型の海難が非常に多いので、四十一年から北緯十度以北に制限するといふような措置をとつたわけでございます。そういう問題を含めまして検討中でございます。

○赤路委員 もう一つ、カツオ・マグロ関係で聞いておきます。三十七年度に沿岸漁業振興のためにとりうで、かなりの許可数を出したわけですね。これを目別にすつと見ていきますと、急速に出して、わずかの間にこれが大量に売買されておる、こういう事実があるのです。これは好ましいことではない。この沿岸漁業振興を出したことがそれ自体にも、いまになつてくれれば問題が出てくる。しかし、これは起つたことだから言わない

にしても、そうすると、こうした問題、あるいは学校の練習船あるいは兼業許可船がありますね。もつと率直に言えば、権利だけを持って、自分ではひとつも操業せぬで、権利貸してやっておる船主というのがあって、それは全国にはすばらしい数があるのです。こうした問題も含め、先ほどから言ひようないろいろな要素を勘案して、この際、カツオ・マグロに対する根本的な対策を立てていく必要があるのではないかと。それをただ単にこの際とはいい、こう薬ばりややっておつたのでは、いつかまた問題を起してこける。こうした面では思い切つた前向きな姿勢、強い態度でやつていく必要があると思ひます。この点に對して簡単に一言で所見があれば承つておきたいと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 現在のマグロ漁業の問題は、その解決はきわめて困難な問題でございますが、ただいま御概観を受けました御趣旨を体しまして、大いに前進してまいりたいと思ひます。

○赤路委員 大体カツオ・マグロのほうはその程度にいたしておきます。

それから私は、ちよつと資源問題で以西の点に触れてみたいと思ひます。私は先ほどから資源に對してかなりやかましく言つておるのですが、三十八年度の水揚げ高は大体四千八百三十億ですね。かなり金額が上がつておるわけですが、これだけの水揚げをやつておることは、あらゆる業種にわたつて操業が行なわれて水揚げがされておる。ところが、先ほどから言ひようない、だんだん資源が少なくなつてくる、あるいは魚体が小さくなつてくる。いろいろな資源上の問題が出てきておるだけに、これは問題としては非常に大きいわけでありまして、とりえさすればよろしいというところではないわけですが、限界があれば、とりえさすところは自費行為と同じことでは、そういうことをやつちやいかぬ。またやらしめてはいけなない。そこで、問題になるのが資源調査です。これは業者によれと言つたつて、業者がやれるものではない。だから、これは当然政府の手で資源調査を

やらなければならぬ。四千八百三十億の水揚げに對して、一体四十年で予算で資源調査費を何ぼ見ているか。これは一億九千万円、生物資源というのはそれだけ。それに今度は入水研のものがあつたわけですが、この入水研のものが何ぼあるかわからぬ。この表によると、大体一億三千八百八十一万六千円が研究費のようになっておるのだが、このうち資源調査に一体どれほど使われるのか。半分としたら五千万円。一体これで何を調査しようとするか。こう言つたら悪いようだけれども、一例を以西にとつてみる。以西トロール底びき漁業資源調査費三百三十八万八千円。これで一体何を調査しようか。南シナ海から東シナ海、黄海にかけて、いま以西のほうはだんだん魚体が小さくなつてきておる。これは相川先生が九大におられる時分から以西の資源問題は出ておるわけですが、これに對して三百三十八万八千円。これは何の調査をおやりになりますか。これで十分だと思ひますか。

○松岡(亮)政府委員 資源調査に關する費用は必ずしもただいまあげられたものだけではないのであります。たとえば調査船の建造でありますとか、その他の費目に含まれておるものもございまして、それから資源調査は水産庁の調査船だけでなく、都道府県の調査船等によつて行なつておる。その間の連絡もつておるわけですが、さらに一つは、資源調査の相当の部分は、実際に漁勞している民間の漁船の報告による分析がかなり重要でございます。サケ・マスにいたしても、以西の底びきにしましても、それでございまして、以西の底びきについての資源の分析は、これはすでに一冊の報告が出ておるわけですが、なかなかしつかりした報告が出ておるのであります。私がいま申し上げたのは、決つていまの状態では十分であるというわけではございません。特にマグロ漁業等についての資源調査はまだきわめて不十分であるわけでありまして、これは漁勞の結果を分析したのが主でございます。もつと強化する必要があるのではないと思ひます。

○赤路委員 長い間かかつて、私も資料をもらおうと思つてあちらこちらへ要求してきたのだが、どうも資源調査の経緯というものがなかなか出てこない。あなたが言ひよういふわけに出てこない。だから、これは参考でございまして、いま長官がおつしやるように、少なくとも県段階は、おいておいて、国段階において、一体どの程度資源調査に四十年で經費を出しておるか、これはどうしようといふことなしにひとつお出し願ひたい。私は資源といふものに非常に大きな不安を感じておるわけですが、政府のほうではもう積極的に資源に對する調査をしていただきませんか、あらゆるところでバランスが破れてきておるわけですが、これが今日の非常に大きな問題点になつておるわけですから、もつと資源調査をやつて、そうしてその上に立つて許可なり何なりというものをやらないうと、許可が先にいつちやつて、資源調査が十分できていない、どんだん魚をとつていく、お手上げになる、これが私はいまの状態だと思ひます。この点はひとつ十分御考慮おき願ひたいと思ひます。

これは労働組合のほうから私の手元へきたわけなんですけれども、先生、資源の保護という前提が一つある、それは何かという、人間尊重だと、こう言つておる。人間尊重イコール資源の維持培養だ、保護だ、こういうことですか。それは一体どういふことか聞いてみると、以西底びきにおける洋上転載がある。業者としては少なくともより多く利益をあげよう、よりよき経営をしようといひますから、魚をとりたいといふことはよくわかるわけですが、しかし、そういうような労働強化をやつて、洋上転載のようなことをやつて、どんだん魚をとつていくといふことは、まず人間尊重をやらねば魚が保護されるのだといふことも、一面の見方としてはこういう見方もあると思ひます。こういうことも水産庁のほうでは十分してやらなければならぬと思ひます。そういう面ではあれがなき過ぎると思ひます。

こへ話が進みましたから、ついでにお聞きしておきます。ポーナストン数、これはあなたのほうから資料をもらいました、三十九年十二月末、カツオ・マグロ・ポーナストン数を与えて増トンしたものが五百四十、沖合底びきで二百十九、以西底びきで百八十二、まき網が百四、サケ・マス流し網で三百三十四、はえなわ千一、合計して千三百九十隻、これだけ三十九年十二月末でマル十、ポーナストン数をもらつておるわけですが、全部増トンしておるわけでは、この船員設備改善に伴つて増トン分が目的どおりに使われておるか、調査したことがあります。

○松岡(亮)政府委員 おおむねそのとおり増トンされておりますが、中には悪質の違反をしているものがあるようでもあります。というのは、船員設備の改善のための増トン、さらにまた改造していくというふうな例があるやに聞いておられます。これはさらに調査をいたしまして、悪質のものについては処分をいたしたい、こう考へておられます。

○赤路委員 長官、マル十を許可するのは水産庁、増トン許可は水産庁、そして検査をやるのは運輸省、だから許可を出すほうと検査をするほうとは違ひます。そこに一つ問題点がある。しかし、その通達によりまして、改造をしたその図面は見やすいところに掲示しておくと、この図面はまるまるやつていないといふものはないで、うけれども、いづれにしても、ほとんどのものに増トン分が使われておるというのが大半のようには聞いておる。通達は出すが、出さばなし、實際問題として検査なんかしたことはない。これだけ問題になりながら、一隻も処分したやつはないで、一雙でもあります。ないんだ。やつていない。これは一つの例です。少なくとも政府が責任をもつて通達をし、それが行なわれておるか行なわれていないかというのことは調べなければいかぬ。しかもそれは今度許可の更新期になつた場合、これが一つのポイントになる。法律にはちゃんとあるわけですが、こういうところにも問題が生じてくる。これは従来の水産行政のマンネリズムの一番大きな欠陥です。これは今後のあれもあることだから、十分注意をしておいてもらわ

○松岡(亮)政府委員 おおむねそのとおり増トンされておりますが、中には悪質の違反をしているものがあるようでもあります。というのは、船員設備の改善のための増トン、さらにまた改造していくというふうな例があるやに聞いておられます。これはさらに調査をいたしまして、悪質のものについては処分をいたしたい、こう考へておられます。

○赤路委員 長官、マル十を許可するのは水産庁、増トン許可は水産庁、そして検査をやるのは運輸省、だから許可を出すほうと検査をするほうとは違ひます。しかし、その通達によりまして、改造をしたその図面は見やすいところに掲示しておくと、この図面はまるまるやつていないといふものはないで、うけれども、いづれにしても、ほとんどのものに増トン分が使われておるというのが大半のようには聞いておる。通達は出すが、出さばなし、實際問題として検査なんかしたことはない。これだけ問題になりながら、一隻も処分したやつはないで、一雙でもあります。ないんだ。やつていない。これは一つの例です。少なくとも政府が責任をもつて通達をし、それが行なわれておるか行なわれていないかというのことは調べなければいかぬ。しかもそれは今度許可の更新期になつた場合、これが一つのポイントになる。法律にはちゃんとあるわけですが、こういうところにも問題が生じてくる。これは従来の水産行政のマンネリズムの一番大きな欠陥です。これは今後のあれもあることだから、十分注意をしておいてもらわ

なければ困る。

○湯山委員 関連して。

いま赤路委員から私どもの非常に開きたいことを聞いていただいておりますが、具体的なことでぜひ御要望申し上げ、御答弁いただきたい問題は、資源に関連する問題でございます。例をあげて申しますが、テングサなどは相当多量にメキシコあるいはアフリカ、スペインその他から輸入されております。しかしながら、民間研究の中に、テングサの養殖について相当進んだものがある。これについては水産庁としては、そのやり方についてはいろいろ欠陥があるのだというふうなことで、これを排除しておられます。しかし、排除すべきものではなくて、協力して完成してやるといふかま

えが私は必要ではないかと思うので、この点は、先ほどサケについて赤路委員から御質問がありましたが、テングサ等についても、これが完成されれば、ずいぶん輸入が少なくなつてまいりますし、さらに真珠のいかだあたりも、下へつり下げ

て養殖するといふようなことも私は可能じゃないかと思ひます。こういうこともぜひ進めていただきたいし、これと関連して、ワカメの人工養殖、取る漁業からつくる漁業といふことも、海産資源などは全くつくるのにふさわしいもので、ワカメはすでに人工養殖されておりますが、コンブは一体どうなんでしょう。そういう研究が進められておるかどうか。さらにまたアマノリ、アマノリの優生世代は、実はアマノリを食べておるのは日本が本場でありながら、日本では結局見つけることができなくて、ヨーロッパのほうでこれを見つけた。しかし、そのことが、今日日本のアマノリの養殖に非常に大きな貢献をしておる。これは御存じのとおりです。そこで、そういう基礎的な研究、こういうのはぜひ水産庁として取り組んでいただきたい。現に残っている問題は、ウナギの生活史だと思ひます。これなども大西洋のウナギは生活史がはつきりしておる。ウナギを一番よく食べる日本が、ウナギの生活史がわかっていない。これなども、いまのアマノリの世代交替

と同じように、これが一体解明されれば、ウナギの養殖にどんなに大きく貢献するか、これははっきり知れないものがあると思ひます。さつきサケの川にさかのぼつてくるというところについてお話がございましたが、ウナギの稚魚なども、必ずしもいまのようにいつまでも川に上がつてくるのに依存するといふこともできない時代が来るのではないかと懸念されるわけで、こういうふうな問題とはんと取り組むのかどうなのか、ひとつ御所見を伺いたし、ぜひ取り組んでいただきたいという御要望を申し上げますが、ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

○松岡(亮)政府委員 海草類の人工養殖あるいはウナギの養殖研究は、かなり水産庁としましては力を入れてやつておる事項でございます。

養殖技術の進歩はかなり目ざましいものがあると思つておられますが、いまお話がありました中で、テングサの問題でございますが、これは私も詳しくは存じませんが、確かに民間に非常に熱心に研究している人がおられます。国からこれに補助金をつけて実用化するようには要請したが、水産庁がいつも断わるというふうな不満があり、国会請願なども出たというのを聞いておりますが、これは必ずしも水産庁は断わつていないのでございませう。構造改善事業で、そのテングサの養殖をやる者には補助を出してほしいということにしておるのでございませうが、都道府県は必ずしも取り上げない。やつてみると、うまくいつたり、うまくいかなかったりというのが事実のようでございます。

〔谷垣委員長代理退席、飯谷委員長代理着席〕

ウナギの生活史など、確かに、私しろつとてございませうけれども、まだわかつていないところが相当ございませうが、養殖には詳細なことがわかればもっといいわけがございませうけれども、いまかなり進歩しておると思ひます。ヨーロッパの場合に比べて、日本の場合生活史を調べるのが非常にむずかしいのではないかと。沖縄沖で育つたのじゃないかと、いろいろいわれておるようでありま

すが、大西洋で発見されたものも、どうもかなり偶然的な要素があつたやに聞いておるのであります。なかなかむずかしいのであります。調査は日本としてかなり進んでおると私は思ひます。

○湯山委員 申し上げておる点は、テングサにつきましては、研究は個人の犠牲においてやつた。いまおつしたように、成功する場合もあるし、しない場合もある。それを成功するようには協力して仕上げようといふことが、私は大切じゃないかといふことを申し上げておるわけで、県のほうで、うまくいくこととかぬことがあるからどうにもならないといふのでなくて、ここまで来たものを――そして研究のポイントといふものは、これが成功すれば非常に大きいと思ひます。そこで、ぜひ取り上げてひとつ完成するといふことに協力をすべきじゃないかといふことをお尋ねしてはどうかと思ひます。ウナギの問題も、これも偶然の要素もあつたけれども、常にそういうことを心がけていなければならぬことだし、アマノリの場合などは、世界で一番研究が進んでいるのは日本であつたといふことですけれども、実はお株をヨーロッパのほうに奪われておるといふようなことから、いわばもつとそつと方面に力を入れて、むだのようでもその金はどこかで生きてくるということですから、ひとつぜひそういう方面に画期的な力を入れていただきたいといふことを御要望申し上げます。関連でございませうから、終わることにいたします。

○赤路委員 それでは今度は日韓問題でお尋ねしますが、かなり重要な要素を含んでおります。日韓交渉の結果、仮調印が行なわれた。まだ正式調印に至つておりません。その仮調印の中の請求権の内容ですが、この合意内容の中に、韓国側により捕獲された日本漁船の損害賠償請求権は、公海における安全操業の維持を条件に白紙に戻す、こういうことが書かれておるわけです。これは新聞発表だけがそのなつておるのか。公海における安全操業の維持を条件にと、こうあるが、これはどういふことなのか。

○松岡(亮)政府委員 日本漁船の拿捕されたものについての請求権につきましては、日韓交渉の妥結のための大局的な見地から、日本側が放棄したわけでございますが、その際に、これは日本としては李ラインを実質的に撤廃してもらつて、日本の漁船の安全な操業をはかつてもらつてという大前提があることでございますから、そういう趣旨で日本側も放棄する、こういうことでありまして、条件といひますか、従来のように拿捕が続くようでは、そういうことではもう意味がなくなりませう。そういう考え方でございませう。

○赤路委員 ここが問題なんです。これはことばの定義といひますか、これは非常にむずかしいんですが、われわれは先ほどから言ひましたように、公海における操業といふものは自由でなければならぬ。公海自由の原則といふものはどの国も異存はないと私は思ふ。公海における安全操業、そうすると、公海は公海でないといふことになる。公海における安全操業の維持といふこと自体がおかしい。公海は自由でなければならぬ、こつと解釈する。だから、公海でこちらが漁業をやつてくれと向こうの相手国に言つておることになるので、それはもう公海でなくなるわけなんです。これは変な理屈になるわけですが、これが共同規制水域内における操業についてはどうなるらば、これは話はわかる。今度の場合は共同規制水域内においては旗国主義なんですから、日本の船を監視し、日本の船が間違ひを犯したとき、それを処置するのは日本国がやるので、相手の国がやるわけではない。だから、公海における安全操業を維持するために白紙に返して請求権を放棄するといふのは、話にならぬ。第一、筋が通らぬ。私は、共同規制水域内とかいふのは、これは認めまじやう――というとなつておるけれども、これは納得まじやう。条約のもとで行なわれることだ。少なくとも公海と頭に打つ限りにおいては、こつとすればかなた話はない。日韓の問題だけじゃないのだから、これはあとへ悪い影響を及ぼします

よ。
 ○松岡(亮)政府委員 私、合意事項を手元に持つてまいりませんでしたので、厳密なことばの面における解釈について申し上げるのはいたしかねますが、この請求権問題につきましては、私どもの了解している限りにおいては、日韓全体の懸案の解決の一環として処理するということでございます。安全操業云々の問題というものは、確かにことばのとおり、理論的には多少問題があるかもしれませんが、実質的には、とにかく拿捕漁船というものは、いままでひんぱんに拿捕が行なわれ、その結果として起きた問題でございます。今後拿捕が続けられるようでは、拿捕漁船に対する請求権を放棄した意味がなくなる、こういうことであると思っております。

○赤路委員 これは少し見解が違ふ。これは水産庁というよりも、むしろ請求権問題については、外務省が中心になってやっておたようでありますから、一応これは外務省のほうの見解をはつきりたさなければならぬと思つてます。先ほど来私が言うように、これが公海ということにせし、共同規制水域ならわかる。政府は拿捕船に対して七十二億という損害賠償要求をやつた。この損害賠償要求を出すゆえんは、李承晩ラインを認めていない。これは公海における操業であるという前提の上に立つわけです。だからこそ、要求は堂々とできるわけです。そして要求したのだと私は思う。日本が認めていない公海上において拿捕した。ただ、ここで論理的に言えることは、ある相手国と話し合をして、公海の中に何らかの線を置いた、そこで問題を起した、こういう場合は、これは別なケースになる。少なくとも日本が認めていない公海上において拿捕したということになると、これは不法拿捕だ。これから向こうとの間で日韓の問題を取り上げると、韓国と日本との間でそうした諸条約ができる。諸条約ができるときに、共同規制水域があり、専管区域がある。

専管区域の中で操業をやられては困る、やりません、こういう約束をしておれば、たとえ日本側が三

マイルという領海線を堅持したとしても、これは守らなければいけない。そういう中で操業をして、拿捕された場合は、これは不当拿捕ではない。操業するほうが間違つておる。共同規制水域の中でやる場合は、公海であつても共同規制水域でありますから、一つの自主的な規制がなければならぬ。これは守らなければならぬ。だから、その中では、したがつて、旗国主義というものが主張されておる。こちらのほうがちゃんと約束を守つてやる限りにおいては、相手は手はつけられないはずだ。それで手をつけるようでは、この条約というのは何になりますか。その点では、公海における安全操業を維持することを条件にしておることは、大きな間違いだと私は思う。この点についてここでやつたつて、水かけ論のようになるかと思ふから、あらためて外務大臣に出席を求めて、これは外務大臣のほうから十分見解を聞きたいと思ふ。

そこで、私はひとりつづばりお尋ねしますが、李ライン内で拿捕されたものは不当と考へるかどううか。先ほど言うように、不当であるからこそ、七十二億という損害賠償要求をしたのだと思ふが、念のために聞いておきますが、不当であると思ふます。
 ○松岡(亮)政府委員 お答えする前に、先ほどあげられた文章は、合意事項の文章ではないと思ふのでございますが、何からとられたのか、その点私どもには明らかでないので、お答えは少しあいまいであるかと思ひます。
 それからいまの問題は、李ライン内で、領海の外で拿捕されたということ、不当なものであります。

○赤路委員 そうすると、不当に拿捕されたものであるから、当然損害賠償要求をした、こういうことになると思ふ。私もそう思ふ。七十二億というところを聞いておるのだが、それはそれのとおりですか。
 ○松岡(亮)政府委員 ただいままでの計算の結果では、大体七十二億程度と推定いたしておりま

す。
 ○赤路委員 その内容をいまここですぐ提示せよと言つても無理だと思ひますから、内容はひとついたしたいと思ひます。それで、七十二億という損害賠償要求をした内容の主たるものは、何と何か、いまわかりませんか。
 ○松岡(亮)政府委員 船舶、漁具にこつむつた損害、それからそれによつて乗組員等が受けた損害、そのほか、これは一定の限界があると思ひますが、得べかりし利益を失ふというふうなもの、そういうふうな考え方で計算されております。
 ○赤路委員 おしまいのほうがよくわからなかつたのですが、それじゃ私のほうからお尋ねします。

拿捕されたことによつて受けた損害は、船はもちろん、漁具もそのまま持つていかれた。要するに、操業が不可能になつた。これに対する損害。それから抑留船員が抑留期間中いろいろ虐待を受けたら、病氣になつたり、今日に至るも病床におる者がある、あるいは不具になつた者もある。こういう乗り組み員その間の損害あるいは将来に對する損失。それから小さな漁家なんです、それが拿捕されたために倒産をした、あるいは廃業をして、今日生活保護法のもとにある。こういうような者があるやに私は聞いてゐるし、現にここに一つ出てきてゐるわけなんです、そういうものの損失もこの七十二億の中に入つておるのかどうか。
 ○松岡(亮)政府委員 この数字の内容につきましても、さらに検討中でございますので、いまこまかく申し上げることもいたしかねますが、さらに実態的にいろいろなケースがあると思ひます。したがつて、それを取り上げた話の計算ではないのでございます。大体考え方としては、漁船、漁具、積載物、それから事件に伴う出費といつておりますが、操業できなかつたことによる損失といひますか、それから乗り組み員の賃金、休業の損害、そういう事柄でございます。倒産による損害等も含めております。

○赤路委員 それでは、私は手元へ来ておる資料で、あなたのほうへも来ておるかもしれぬが、参考のために申し上げておきます。
 これは以西底びき第二十二昭徳丸の甲板員一野万吉、これは四十三歳になりますか、「昭和三十七年十月十三日午前一時三十分より、韓国警備艇より追跡を受け、午前四時三十五分拿捕されたのであるが、拿捕の際移乗してきた韓国警備艇に銃の床尾板で頭部及び腰部を強烈に数回殴打された。釜山連行後、簡単な手当を受けたが、痛みがとまらず治療を受ける事も出来ないまま同年十二月十四日釈放、帰国し、福岡市浜の町病院等で精密診断を受けた結果、腰椎の複雑骨折と判明した。爾来現在尚入院加療を続けているが、ギブスを入れて横臥したままである。」これがこの四十三歳の乗り組み員。もう一つありますが、それは言ひませんが、これはまた変わつてゐる。変わつてゐるが、言ひませんが、これに対する病院の医師の診断ですが、浜の町病院の有沢修というお医者さんの診断です。ずつとこまかく詳細に書いておられますから、それは抜きます。「今後の見通しについて、尚現在神経根症状が残存しているため、今後之に對する検討、処置を必要とすると思はれるが、将来海上勤務を含めて、重労働につくことは出来難いものと考えられる。」こういうことですから、だから海上勤務、重労働はできない、こういうことを医師は証明しておるわけです。これに對して、それではどういふ計算でこれの将来を保障してやるか、損害賠償をどういふ形でとるか、これが問題になると思ふのです。だからこれは一例だ。これからあなた方が計算をするというのなら、こういう者もあるという形で、ひとつはつきり聞いておいていただきたい。先ほどの四十三歳の人、本人の事件が起きてから今日までの収入、これは船員保険傷病手当金、これを受け取つております。これが本人の当初のやられたときの配当金を含めて九十万三百七十九円、これが船員保険の傷病手当金の総額なんだ。三十七年の九月ですら、それから四十年の三月まででこれだ

けの金額なんです。これに対して、会社側からの見舞い金が月額六千円、合計いたしましたして、十一万四千円、そうしますと、この事件を起して現在までの収入が百一十四万三千七百九十九円、あとはあまりこまかく言いませんが、ざっと百万円、これがいままでの収入。これをかりにこの期間事故がなかった、本人が元気で就業しておいたといたしますと、本人が受け取るべきこの間の金額は百七十八万円なんです。こまかい点は捨てまして、百七十八万円なんです。月に平均いたしますと、五万七千四百三十円と出ている。これは私どもが、ちょうど一カ月は前ですが、以西底びきの五つの労働組合の諸君に来てもらって、いろいろこまかく調査いたしました。大体以西底びきにおける普通一人前の甲板員の月給は五万七、八千円、だからこれはこのとおりだと思ふ。そうすると、百七十八万円は、当然元気で事故がなければ収入があるわけです。それが百万しかないわけですから、先ほど言ったように、船員保険の関係が百万円しかないから、ここで大体七十七万ほど収入が減じておることになる。それから先ほどお医者さんの説んだように、この人はもう重労働につけない。だから、これを一応換算すると、四十三歳から五十五歳を定年として、この間の収入、これを見てくださいと、大体月額五万七千円ですから、四十三歳から五十五歳まで十二年七カ月、これを計算すると、八百六十七万円になる。

これが収入可能の金額。それから船に乗って操業をする間の一日の食費、これは全部船主持ちなんです。三百円、月二十日間とすると、これが九十万六千円になる。それから退職金がこの間もらえるのが二十三万五千円、これを全部合計いたしますと、千五十七万八千八百九十円になる。だから、通常事故がなくて働いて、そうして定年までいってやめた場合のその間の収入というものは、千五十七万八千八百九十円になる。こういうことが少なくとも一つ前提になっていかなければいけない。これが一〇〇%かなえられるか何パーセントかなえられるかは、これは別。しかしながら、現に政府が認めない公海において、相手国に拿捕され、しかも殴打され、病気になる、現在なおかつ病床にある。もう重労働はできない。船には乗れない。ほりつておくという話はない。当然要求してしかるべきだと思ふわけだ。ところが、先ほどから言ったように、大局的見地の上には、これを白紙還元して放棄したことになる。これは、これらは政府が補償する責任が生じてくると私は思ふ。これを何らできないということがあつては、これは人道上の問題だ。これは一つの例にしかすぎない。萩であるとか、山口県のあの近海の小さい船主で、すでに倒産をし、今日生活保護を受けて生活しておるといふことを私は聞いておる。これも大きな犠牲なんです。農地報償法案で千五百億も出す政府が、少しは考えてみたらどうか。こういうものがあるが、いづれもこれは資料としてお出しいたします。私のほうへこれは来ています。だから、こういうことを十分ひつと勘案をし、そうして落ちなくやつてもらいたい。簡単なものじゃありませんよ。

ここで一つお尋ねしますが、倒産をして生活保護を受けている人間が何人あるか、こういうふうには二人おられる、大体そういうふうなことです。倒産した方も若干おると思つておられますが、手元に遺骸ながら資料を用意してありませんので、正確なことは申し上げかねます。

○赤路委員 おそらくこの点はできていないだろうと私は思ふ。そこで、まだ正式調印をしたわけでもない。私が先ほど言ったように、大局的見地の上には、損害賠償請求を放棄したわけです。当然政府は責任を持たなければなりません。そのために、そういうものをよく調査をすること。黙つておる者がばかを見る、何かかんか言つた者だけが何とかしてもらえんというふうなことは、これはほんとうに正しい政治のあり方ではない。行政のあり方ではありません。現にそういうものがある。それだけに、私は、ぜひひとつ詳細に十分それらの点を調査し、その人たちに、たとえどういふ姿であるにしても、少なくとも納得のいくような万全の処置をとる、そうしてこそ、放棄したことが、大局的見地から放棄したのだと認められる。放棄するだけは放棄してしまつて、あとは野となれというので、ほりつてばなしにしておくことは、私は筋が通らぬと思ふ。この点、要望をいたしておきます。

もう一点だけで、あとは次回へ譲りますが、そこで、開きたいのは、正式調印がないのだからやめておきましょう。私は、いますでに仮調印の中で決定された出漁隻数、これをどうするかということは、今後のかなりの問題点だと思ふわけです。何を一体基準にしてやるのか。こうしたものも単なる陳情の度敷であるとか、あるいはもつと率直に言つて、政治的圧力であるとか、何か変なものでやられるという、事後に非常なしこりを残す。少なくとも、どの面から考えてみても妥当である、正しい、こういうふうな一つの基準をすつかりきめて、その基準の上に乗つてこうしたものは決定していく、そうあるべきだと思ふ。まだ正式調印がありません。おそらくいま作業中であらうと思ふが、その作業にあたっては、いま私が申し上げたようなことをひとつ十分腹の中へ入れて、これに対処してもらいたいと思ふ。いづれこれは後刻答弁を求めるところにいたします。

もう大体五時半も過ぎたようでありまして、本日はこれで終わりますが、なお、きょうは特に松井委員にも出席を願つておるわけなのであります。私は沿岸問題にもほとんど今日は触れておりません。したがって、この漁業問題につきましては、後日また足らざる点は私のほうから、あるいはまた松井委員のほうから御質問申し上げます。これで本日は私のほうの質問を終わること

にいたします。

○仮谷委員長代理 次会は明十九日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十五分散会

昭和四十年五月三十一日印刷

昭和四十年六月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局